

十九世紀ドイツ立憲君主制に おける国務大臣弾劾制度

佐藤立夫

目次

- 一 国務大臣責任論
- 二 国務大臣の弾劾制度
- 三 国事裁判所論
- 一 構成
- 二 権限
- 四 各邦における国務大臣弾劾制度
- 附論
- ワイマール共和国時代における
国務大臣弾劾制度

一 国務大臣責任論

一九世紀における立憲君主制は、大臣に特別の概念を作り上げた。立憲君主制とは無答責の君主が国家意思の統一概念を一身に表現する国家形態であり、国家権力は、すべて憲法に拘束される。国民代表は国家意思の構成に参加

一九世紀ドイツ立憲君主制における国務大臣弾劾制度

し、行政府を抑制することを任務とする。⁽¹⁾ 君主の統治といえども大臣の承認なしには法的拘束力を有しない。統治行為における君主の命令は大臣の副署 (Gegenzeichnung) によって初めて効力を持つ。大臣は行政部の頂点に立つ。この立場で政府高官は大臣の命令を根拠に、その責任を免れることはできるが、その職務執行につき全責任を負う大臣はそのようなことはできない。立憲君主制における根本原則は統治指導はすべて合憲法的であることを意味する。故に国法上の責任は大臣によって憲法は侵害された場合に起こる。

大臣責任は憲法違反のみならず法律違反にも及ぶ。憲法違反の場合は国法上の責任を負う。ハウケ (Hauke) は大臣責任の範囲を法律違反に拡張した根拠は、多くの憲法規定が執行法令を必要とするという理由からである。執行法令の違反も一般に憲法に含まれる根本原則違反に通ずるから憲法違反となる。⁽²⁾ ロレンツ・フォン・シュタインによれば、⁽³⁾ 大臣責任の目的は大臣命令が既存の法律との一致を保証することに尽きる点にある。これと同様の見解はサムリイである。⁽⁴⁾ 彼によれば、違憲の行政による大臣の命令によって憲法が侵害される場合である。即ち憲法違反のみならず執行命令違反によっても大臣責任が生ずる。即ち大臣責任の要請は、議会の本質的使命が政府をコントロールする点に求められる。そこで、議会に大臣の責任を追及する手段として生じたのは彈劾制度である。⁽⁵⁾

君主の無答責という概念は、君主がその行為につき釈明する義務から免れることを意味する。無答責という語はローマ法においては共和国時代に最高参事会 (Magistrate) に認められたもので、ローマ人にとっては最高参事会は下級参事会の裁判権に服することは妥当でないという考え方に由来する。カイザー時代にはローマ皇帝の無答責は彼の臣下に対して責任を負わないことを意味した。ローマと異なり古代ゲルマン民族にとっては君主の無答責の原則は知られていなかった。現代の主権概念によれば、古代ゲルマンの君主の責任に関する見解は維持し難いものである。今

日の憲法学説によれば君主も憲法尊重義務を負う。君主の無答責の原則については、イギリスの憲法学者が、「国王は悪をなし得ない」(King can do no wrong)という仮設を設定し、この理論はイギリスでは一九世紀に採用された。現代憲法学の使命は、君主の無答責の原則と国法上の責任の原則の間の矛盾、即ち君主概念に横たわる理念と君主の一身に体现する国家権力を矛盾なく説明することにあると思う。⁽⁶⁾

立憲君主制下における大臣責任の祖国はイギリスである。その後、フランス、ドイツにも採用された。フランスでは大革命後絶対君主制は打破され立憲主義の導入となり、大臣責任制は承認された。バンジャマン・コンスタンは大臣責任について立憲君主制の無答責と大臣責任制の根本原則を定立した。彼は君主の責任を「国王は悪をなし得ない」という命題に求めた。この擬制は君主概念にとっては不可欠要件であり、それ故に国王の権力は他の権力に対して中立的調停的であり、責任の担い手としての大臣は、独立に行政権を行使しなければならない。この理論は君主概念には君主の一身に国家権力が集中されているという理由によって支持し難いものである。⁽⁷⁾責任は不法行為、即ち権力の行使に当たって法に違反し又はこれを乱用したときに向けられる。大臣の職務行使以外のすべての行為について大臣は責任を負わない。その場合は一般市民と同様通常裁判所の審理に服する。

責任に関するフランスの一八一四年憲章^{シヤルト}の規定も反逆罪は戦争および、外交の悪しき指導、裁判官や陪審の独立性の侵害、その他国家にとっての不利益な施策を意味し、瀆職罪は公金を利用に供することである(五六条)。憲章は大臣の反逆罪や瀆職罪については代議院から訴追されるのみならず、その他の犯罪については通常裁判所から告発されることを規定する。

大臣の弾劾の対象を刑事犯罪としての行為に限定したのはイギリスである。⁽⁸⁾これは大臣に対する弾劾は、単なる憲

法違反を構成しないという中に純粹に刑事的性格がみられる。イギリスの原型は、フランスの憲章に繼承された。大臣彈劾はドイツでは一八四八年までに憲法に規定されるようになったのはフランスの影響による。憲法違反と並んで特定の犯罪が規定され責任の刑事的性格が明確になった（一八二九年のザクセン・マイニンゲン憲法八八条）。この時代以後の憲法は個々の違反を一般的に規定しないで憲法違反を犯罪とし、この規定によって大臣の刑事責任が明らかにされ、一般に刑法が適用されるようになった（一八五二年ワルデック憲法六六条）。その後漸次、大臣彈劾は憲法違反と並んで單純な国法違反もその対象とするようになり（一八四八年バイエルン憲法九条）刑事上の措置は後退し、大臣彈劾の国法上の性格は認められた。一八六八年のバーデン憲法（六七条）は、大臣彈劾を邦の福祉と安全を侵害した点に求めている。之等の規定によって刑事責任は排除され、政治責任と国法上の責任との識別は難しくなった。

大臣責任の対象を憲法違反に限定する支配的見解はモールである。⁽⁹⁾ 彼によれば責任は憲法保障の視点から捉えられている。これを彼は市民の憲法上の権利の保障と考えた。大臣彈劾の法的責任が多くの学者によって支持される理由は、憲法又は国法違反は犯罪の構成要件となるという見解である。ブルンチュリーは刑法的見解に対立するものであり、⁽¹⁰⁾ サムリイは政治的国法的責任論者である。⁽¹¹⁾ 大臣彈劾の法的責任は、多数の学者によって刑法的なものとして捉えられ、この見解は憲法又は国法違反は犯罪であるという見解に基づく。

立憲君主制下の大臣責任の法的性格は、一方では君主、他方では議會との關係に向けられる。大臣責任の法的性格は、第一に、大臣責任を刑事責任とするもの、第二に、陪審裁判の観点からするもの、第三に、政治責任とする見解がある。第一の大臣の責任を議會に對し刑事責任とする見解は二つに分れる。一つは大臣の責任を憲法又は法律違反

とするもの、二は、一に限定するのみならず国家の安寧を紊した場合である。憲法又は国法違反については一般の刑法原則が適用される。

大臣責任の法的性格は、一種の懲戒的性格を持つという命題を明らかにするためには懲戒権の本質を明らかにしなければならぬ。刑法と懲戒権は、その目的、方法および適用の前提を異にする。刑罰は国家の一般統治権に基づき、公共利益一般の法的秩序の維持を目的とするものであるのに反して懲戒権は上級庁において國務の処理につき下級庁をして正しき国家行政を確保するために発せられるものである。懲戒権の目的は、強制手段を通じて服務規律および官紀の維持を図ることにある。それ故に刑法は一般の人々に対して、懲戒権は国家と特定の關係を持つ人々を対象とする。刑罰は、犯罪行為の構成要件を法律に規定している場合に起きるが、懲戒罰にとっては義務が法律的に特定されていることは必要ではない。何故なら官職自体は多くの義務の源泉であるからである。

刑罰は犯意を要件とするが、懲戒権は国家行政の確保に向けられるから、職務執行に当たって悪意から生ずる過失のみならず怠慢、不注意、不正、無能力もその対象となる。刑法は違法行為を法に照らして処断するが、懲戒権では国益および国家の必要性の観点から職務執行を総合的に考慮して判断が下される点で裁量権に属する。この原理的相異にも拘わらず場合によっては同一行為が同時に懲戒と刑罰の対象となる場合がある。一八六八年二月二〇日のバーデンの大臣責任法六七条によれば国事裁判所に弾劾される大臣の行為は同時に一般刑法による刑事訴追の対象となる⁽¹²⁾。以上の見解により大臣の責任は一種の懲戒的性格を持つことも否定することはできない。

大臣責任について、一八六七年三月二十六日フランクフルトの制憲議會において、グナイスト(Gneist)は法的責任とは、基本的には国家が法律によって統治されないことが一般にいわれることを否定するものであり、すべての場合

において國家の官吏にとつて法律ではなく公共福祉が最高の規矩であることを要請するもので、ハインリッヒ・トライチェケも、「ドイツにおける立憲君主制」(Treitschke, H.; Das Konstitutionelle Konigtum in Deutschland)において大臣の法的責任は凡ゆる場合にわれわれの法律によつて確保しなければならないという。恐らくわれわれの官僚制は、一つの先例を確立し、邦の法律を破る大臣が法的に罷免される場合に初めて立憲制が確立する。そして彼は彈劾権を帝國議會又はプロイセン議會に与えることを提案した。ブルンチュリーによれば立憲君主主義の根本思想は、君主と國民の權利義務は議會の同意の下に公布される法律によつて評價され、責任を有する大臣が法律の遵守義務を持ち、これに違反した場合には罷免されることを意味する。君主の無答責とは大臣が責任をとるといふ原則が前提となる。この原則が欠けるならば大臣によつてなされた法律違反は君主自身に向けられることになり、君主個人および國家制度としての君主制に対する尊嚴は失われるであらう。⁽¹³⁾

大臣は國家の最高官吏としてすべての人間と同様、倫理的道德的責任に服する。大臣はその行動について厳しい批判にさらされる。職務に関する公的批判を政治責任という。議會から責任が追及される場合、大臣に対する質問權を通じて議會責任が問題となる。道德的的政治的責任は、法的責任とは厳しく區別される。法的責任については大臣といえども他の市民と同様、民刑事責任を負う。ヨーロッパ諸國では大臣責任を一般市民と同視しないで、より高度の責任に服させることにしている。

次に立憲君主制時代における大臣責任を展望してみようと思ふ。⁽¹⁴⁾

(1) 絶対君主制における大臣の政治的刑事的民事的責任に対して懲戒責任は使用主および委任者としての統治權者に対して表れる。絶対君主制下の大臣の政治的責任は、ビスマルクの如く、政治責任においては皇帝以外の何も

のにも干渉を受けるものではないことを意味する。絶対君主制下の大臣の政治的責任は立憲君主制の責任より狭い責任である。

(2) 等族君主制においては、君主が最も重要な国務について議会の承認に拘束され、議員は法的には特定の階級の構成員から成り、単に階級の利益代表に過ぎない。それ故に大臣責任は彼の使用主としての君主に対する責任であり、大臣およびすべての官吏は君主の命令の執行に際して絶対君主制におけると同様責任を負う。これと並んで等族に対しても責任を負う。政治的責任は、等族議会においてはより重要な意義をもつ政治的要因となった。その他領邦君主 (Landesherrn) の高官から特定の事務について弁明と予算書の提出を受ける権限が等族に与えられ、等族は君主の官吏を直接に訴追する権限を持つようになった。後者の責任の形式は純道徳的政治的なものであり、法的責任ではない。等族国家では大臣の刑事責任、時には民事責任は強化された。君主は官僚をして彼の承認のもとに等族の権利および特権を縮少若しくは侵すようになり、この場合弾劾権を上級裁判所に与えた。等族国家では君主は常に責任を負わないわけではない。ドイツ中世ではこの原則は全く知られていなかった。

(3) 専門的意義における大臣責任制は、立憲君主制、即ち君主はすべての国家権力の全面的担当者であり、その権限の行使につき全国民を代表する議会の同意に拘束される君主の優位に立つ立憲君主制において初めて成立する。この立憲君主制とは、君主が政府の最大の要素であり、その権限の行使に当たっては議会を無視するものであってはならない。立憲君主制においては統治権者としての君主は責任を負わない。領邦君主は神聖にして不可侵である。すべて君主の統治行為は大臣の副署を必要とし、それによって責任は大臣に移譲する。絶対君主制においてもまた君主の法令の公布は副署を必要とするが立憲君主制においては副署は絶対の要件であり、国法上の意義がそれに加わる点に

相違がある。君主といえども法律に従うことを義務づけられることは立憲君主制における原則である。多くの憲法は統治権者は統治するに当たってその邦の憲法と法律の遵守義務の宣誓を規定している（プロイセン憲法五四条、バイエルン憲法一〇章一条、ザクセン憲法一三八条、ヴュルテンベルク憲法一〇章、ヘッセン憲法一〇六条、ザクセン・ワイマール憲法六七条、オルデンブルク憲法一九七条、ブランシュウィク憲法四条、ザクセン・マイニンゲン憲法一〇七条、ザクセン・アルテンベルク憲法二六六条、コブルグ・ゴータ憲法一五七条、シュワルツブルク・ゾンデルスハウゼン憲法一八条、ワルデック憲法一七条、兄系ロイス憲法八七条、弟系ロイス憲法一〇五条）。君主は国家の最尖端に立ち、いかなる裁判官といえども君主の上に立つものではない。無答責は君主の神秘的特色ではなく合目的性から彼に保留された政治原則である。立憲君主制における君主の無答責の原則は大臣は政治的にも法的にも統治に対して責任を負うことを意味する。君主の無答責と大臣の責任制の原則は君主は一般に「悪をなし得ない」という法理の擬制から説明されるのではない。かかる仮設は最早何等の意義を持ち得なくなった。「国王は悪をなし得ない」という命題を、この意義に理解するならば、この命題は一種の虚構に過ぎない。⁽¹⁵⁾

大臣の全面的責任制の原制は、屢々指摘したように国王は悪をなし得ないし、悪を行わないということ、国王に責任を負わせないこと、それ故に大臣を処罰するという「身代り論」（*prügelfnabentheorie*）を意味するものではない。同じく君主は統治する権利を有し、この権利の行使は独り大臣に属するという学説は誤まっている。

この原則の正当な解釈は恐らく次の如くであろう。君主は、国家権力の全面的担当者であり、無答責の保障の下で君主は法律違反を防ぐため国務上の決定が、すべて憲法と合致するためには君主は大臣を機関として用い、大臣は統治行為についての同意を専ら副署を通じて外部に表示する。そのことによってすべての責任がとられる。立憲君主制

下の大臣は彼に委任された権限のすべてについて責任を負う。しかし副署した法令公布に対する責任は遙かに重要な責任である。絶対君主制では大臣の職務行使についてのすべての責任は、彼が君主の署名を通じてその命令を守ると直ちに解除されるが、立憲君主制では君主の命令を口実に出すことを禁ずる。これは君主の無答責の修正をなさねばならぬ大臣責任の本質から生じる問題である。

若干の憲法では、右の結論を明示している。大臣責任は無答責の君主を口実にするることによって眩惑されてはならない。大臣にかかる責任を負わせるとき大臣は、他の官吏と同様に君主と対抗し、万一の場合には副署を拒否することとできる（一八四八年六月四日のバイエルンの大臣の責任に関する法律七条）。立憲君主制下の大臣は責任を果さない場合には辞職することができし、君主は大臣を自由に罷免することも可能である。このことは君主制の原則から生じる問題である。何故なら君主は現実には如何なる統治権者でもなく、大臣から完全に独立して副署なしに如何なる統治行為も行使し得ないからである。⁽¹⁶⁾

絶対君主制と等族君主制下の大臣の責任とは全く異なる立憲君主制下の大臣の責任は如何に実現されているか。合憲法性、合法則性のみならず合目的性を持つ大臣の議会責任は、その後強化され、今日では、その影響力は法的責任と比較にならないほど重大な意義を持つ。立憲制下の大臣は、一般市民や官吏より民事的刑事責任は少からざるものがある。刑事責任を追及するためには大臣弾劾の場合には邦の通常裁判所から独立した中立的な独自の国事裁判所が設置された。

これに対して大臣の懲戒責任は絶対君主制および等族君主制におけると同様、立憲君主制下でも成立しない。何故なら他のすべての官吏と異なり君主は、大臣を何時でも自由に罷免することはできるからである。国法上の文献では

屢々議會の彈劾を通じて採用される手続は懲戒手続といわれる。懲戒責任は使用主に対してのみ成立する。立憲国家における議會は大臣の使用主ではない。大臣の刑事的民事的責任および政治的議會責任と並んで特有な独自の法的責任が存在する。国家における最高官吏として的大臣が占める地位および彼の掌握する権力は、彼がその地位および權力を一般の刑法の規定の中では処理することができない懸念をいだかせる程大きいものである。しかし国家の福祉が侵かされ、君主の同意なしに有益ならざる措置が乱用された場合には君主は大臣を罷免することはできる。憲法違反、法律違反および公共福祉への侵害は刑法に馴染まないもので、これを多くの立憲主義憲法は特殊な国法上の責任として理論づけている。

国法上の責任の追及は議會を通じてなされる。⁽¹⁷⁾兩院制の場合には兩院の合同会若しくは各院又は下院である。大臣の憲法違反については議會は大臣の国法上の責任につき彈劾を提起し、通常の刑罰を科す。国法上の大臣の責任の法的効果は単に罷免のみである。罷免は如何なる場合でも国家とかかわりを持つ罪過であり、刑事的性格を持つ。国法上の責任に関する規定の目的は大臣の処罰にあるのではなく侵害された公益の擁護にある。この目的は有罪の大臣の罷免を通じて達成されるのであり、刑罰は必然的なものでない。国法上の責任の性格は、大臣の訴訟手続の場合には独立で非党派的保障を示す特別裁判所が設置されることが合目的である。上院又は邦の上級裁判所が独立性と非党派性を持つと信じられる。この両者が大臣彈劾の場合の裁判所として選任される場合が多い。⁽¹⁸⁾

このような理由から大臣彈劾の場合には領邦君主の免訴権は排除される。同じことは領邦君主の恩赦権についても妥当する。恩赦権は議會の同意のある場合には領邦君主に留保される。若干の憲法は国法上の責任を憲法違反に限定する。他方では国法上の責任を法律違反にまで拡める。これによって憲法と法律間の区別は混同し、責任を国家福祉

の侵害に拮めることは重大な意義を持つ進歩である。憲法又は法律が侵害されるかどうかは裁判所が純客観的視点から決定すべき問題であり、大臣が作為又は不作為によって国家の福祉を侵害するかどうかの問題への解答は全く裁判官の主観的政治的見解に属し、この問題については如何なる客観的基準も存しない。究極的には裁判所の構成が決定する問題である。

立憲制下における大臣の議會責任と国法上の責任は専門的意味では大臣責任制の概念の下に包括される。何故なら絶対的国家と等族国家における懲戒的刑事的民事的責任は本質的にすべての国家市民や官吏の責任とは異なる。立憲国家においては大臣は大臣の副署およびそれに関連する国法上の規定によって他の官吏とは異なる立場をとる。そこから大臣に特殊な責任概念は生ずる。政治的国法上の制度としての大臣責任制の歴史は、立憲君主制の歴史と一致する。実際に議會主義的君主制（イギリス、イタリア、ベルギー、スウェーデン、ノルウェー、スペイン、ポルトガル、ギリシア、ルーマニア、セルビア、ルクセンブルグ）における大臣責任は君主制的立憲国家の責任から政治的議會主義責任は立憲主義諸邦における責任よりも遙かに大きな役割を果たすことによって区別される。議會の意思、特に下院の意思は法的ではなく現実に大臣を自由に任免する。この場合の議會の意思は決定的要素である。

大臣の政治的議會的责任と並んで法的責任は刑事法的国法的に考えられるとしても何等直接實際的意義を持つものではない。一八〇六年以来大臣訴追手続の典型であるイギリスでは大臣弾劾は一度も起こらなかった。単なる不信任決議によって大臣又は内閣を辭職に追い込む場合は長たらしい裁判手続でやるのは何等の意義を持たない。他方法的責任は大臣が議會の意思にしたがって即刻罷免されるという政治的議會責任に属する⁽¹⁹⁾。

一九世紀ドイツ帝國憲法時代における大臣責任制の原則は次のような特色を持つものであった。⁽²⁰⁾

第一に、立憲君主主義を採用せるドイツ各邦においては君主無答責の原則が行われていたということである。

第二に、すべての立憲君主制国家に採用されていた君主の無答責の原則は、議會に対する政治責任の原則から発する。この責任は大臣の副署によって示される。

帝国における大臣責任制の原則は、帝国憲法一七条に発する。即ち帝国憲法一七条は、帝国法律の編成および公布並びに帝国法律の執行の監督は皇帝に属す。皇帝の命令および布告は帝国の名においてこれを発し、且つその有効なるがためには帝国宰相の副署を必要とする。帝国宰相は副署によって責を負うものとし、帝国の國務大臣として活動する限りにおいてのみ、この法律上の責任を負うことを明らかにしている。

この場合、大臣の責任は政治的責任か法的責任かという論争は全く無用のことである。それは単に言葉の空虚な論争に過ぎない。われわれはこの論争に用いられる同義反覆を論争するならば責任はすべて政治的責任といふことができる。すべて憲法に規定される責任が法的責任といわれるならば帝国宰相の責任は法的責任であろう。しかし立憲国家における議會責任をわれわれは一般に道徳的政治的責任といつて法的責任とはいわない。責任制の原則はすべて憲法に規定され、法的に認められたものである。しかしそれは何等法的効果を伴うものではない。帝国宰相は帝國議會に對して立憲的責任を持つという根本原則は單に政治的原則に過ぎない。この見解によれば内閣の責任制は法的責任ではなく道徳的政治的又は歴史的責任ともいふべきものであらう。この見解に對して憲法に規定するものは法的關係の規律であり、その責任は法的責任であつて單なる道徳的責任でないという反論がなされた。これも空虚な言葉の論争に過ぎない。勿論議會責任が憲法に規定されている以上法的責任といわれうる。しかし一度學問上の用語としては法的効果を伴う場合においてのみ法的責任を問題となしうるのであるからである。⁽²¹⁾

一八六七年度の会期に北ドイツ連邦議會に代議士オーミッヘン (Oehmichen) と彼の同僚は一八六八年度北ドイツ連邦の歳出予算に次の条項を挿入することを決議した。「歳出予算に一致する歳入総額の支出につき帝国宰相は民事上の責任を負う。帝国議會はこの責任をリューパーベックの最高裁判所に五人から成る委員会を通じて提訴する権限を持つ」と。帝国議會は、一八六七年一〇月八日の会期で、この提案を論議し否決した。同一会期でミッケル (Miquel) と彼の同僚は北ドイツ連邦の國債行政に関する法律案に次の条項を付加することを提案した。「責任解除の猶予又は連邦國債行政につき瑕疵を認めるときは帝国議會並びに連邦參議院から独立に、この法律の第七条によって責任を負う官吏が訴追される」。この提案は帝国議會に上程されたが否決された。ミッケル達は次の会期に再提出したが一八六八年四月二二日の議會では帝国宰相ビスマルクはこの修正案のため活発に動き上程の運びに至ったが法律案としては再び否決された。⁽²²⁾

一九〇〇年十一月二三日、帝国宰相の責任に関し二つの注目すべき提案がなされた。先づ下院議員リーベル (Dr. Lieber) 、グレーゼル (Dr. Gröber) 、ピヒラー (Dr. Pichler) 、シハーン (Dr. Spahn) 、バーヘム (Dr. Bachem) は帝国宰相とその代理の責任に関する争議の解決をその権限とする帝国国事裁判所の設置と手続を規定する法律案を帝国議會に提案した。この提案は大臣責任に関する限り内容のない規定であり、大臣弾劾の前提と法的効果については何等触れていない。故にこの提案は議會で審議されなかった。

さらに注目すべき提案が一九〇〇年十一月二日と一九〇三年二月九日社会民主党から提出された。それによると帝国憲法一七条に次の条項を付加することである。⁽²³⁾

一七条 a 帝国宰相は職務行使につき帝国議會に責任を負う。この責任は皇帝のすべての政治行為や職務懈怠に関

係する。

一七条 b 帝國議會は帝國宰相をその行為又は職務懈怠によつて故意又は重過失でその義務に違反したと認めるとき、即ち憲法違反又はその他の国の福祉を侵害したと認めるときは帝國宰相を彈劾することはできる。

一七条 c 帝國議會からなされた帝國宰相の彈劾の審理は國事裁判所に屬する。帝國議會は會期の初めに國事裁判所裁判官二四人を任命する。裁判官は裁判所構成法所定の裁判官および連邦參議院並びに帝國議會議員から成る。

一七条 d 彈劾された帝國宰相は、理由を述べることなしに國事裁判所裁判官の中一二人まで忌避することができ
る。

一七条 f 帝國議會が彈劾提案に関する決議をしたときは、手続の終了まで帝國宰相はその職務を停止する。

一七条 g 有罪の判決の結果、帝國宰相は罷免される。その他一時的又は永久に公職就任資格を剝奪されることがある。彈劾された帝國宰相は別に刑法の定むるところにより処罰されることを妨げない。

一七条 h 恩赦又は刑の免除は帝國議會の提案によつてのみなされる。

この提案は可決されなかった。帝國憲法によれば帝國宰相は道德的政治的議會責任のみに服する。憲法一七条の規定は法的責任ではなく政治的原則について規定したものと解すべきであらう。⁽²⁴⁾

注(1) Hegel; Grundlinien der Philosophie des Rechts, 1821, S. 309, 311 f.

(2) Hauke; Lehre von der Ministerverantwortlichkeit, 1880, S. 18.

(3) R. V. Stein, Verwaltungslehre 2 Aufl, Bd I, S. 344 f.

(4) Samnuey, Die Prinzip der Ministerverantwortlichkeit, 1869, S. 28 ff.

- (5) Gerber, Grundzüge des deutschen Staatsrechtes, 1880, S. 189.
- (6) Adalbert Lucz, Ministerverantwortlichkeit und Staatsgerichtshofe, S. 11 ff.
- (7) Ebenda, S. 21.
- (8) Gneist; Geschichte und heutige Gestalt der Ämter und der Verwaltung in England, Bd II, S. 706; Pistorius; Die Staatsgerichtshofe und die nach heutigen deutschen Staatsrecht, 1891, S. 14.
- (9) 匿語' Zacharia, Vierzig Bücher vom Staat, 1839, S. 268; Stahl, Rechts-u. Staatslehre, 1845, S. 393; Bischof; Ministerverantwortlichkeit u. Staatsgerichtshof in Deutschland, S. 41; Held; System des Verfassungsrechts der Monarchischen Staaten Deutschland, 1857, Bd II, S. 381; Pistorius, a. a. O., S. 166.
- (10) Bluntschli, Staatswörterbuch in drei Bänder herausgegeben von Lonig, Bd II, Artikel Monarchie.
- (11) Samuely, a. a. O., S. 28 ff.
- (12) Ebenda; S. 87 ff.
- (13) F. Thudichum; Die Minister-Anklage nach geltenden deutschen Recht und ihre Unrathlichkeit in Reichssachen Annalen des Deutschen Reichs; 1885, S. 660-670.
- (14) Passow; Das Wesen des Ministerverantwortlichkeit in Deutschland; 1904, S. 4.
- (15) Ebenda; S. 9-11.
- (16) Ebenda; S. 12 f.
- (17) Mohl; Die Verantwortlichkeit der Minister in Einzelherrschaften mit Volksvertretung, 1831, S. 252 f.
- (18) Ebenda; S. 270 f; Passow; a. a. O.; S. 19.
- (19) Passow; a. a. O.; S. 20-24.
- (20) Ebenda; S. 40-57.
- (21) Ebenda; S. 15 f. Anm 2; 64. Anm 1.

(22) Ebenda; S. 67 f.

(23) Ebenda; 68-72.

(24) Ebenda; S. 73.

二 国務大臣の弾劾制度

国家権力の担有者としての大臣の責任については裁判所はこれを審理しない。これは立憲君主制国家における君主無答責の原則が確立された以後のことに属する。君主無答責の原則は、イギリス憲法に由来し、その後ヨーロッパ諸国、ドイツ憲法に継承された、君主は非行につき訴追されることはない。国家元首についてイギリスでは無答責の原則は適用され、フランスでは責任を負う。⁽¹⁾一六四八年の革命において、チャールス一世に対し反抗した議會は彼を裁判に付し死刑に処した。

政治的理由から刑事訴追の制限よりも重要なのは刑法上の限界を超える政治的責任の必然的拡張である。大臣および政府高官の職務懈怠による国益侵害の場合、その官職の継続は国家にとって有害かつ危険である場合、大臣および政府高官を罷免する手段が弾劾である。現代の法構成は、刑事裁判の訴追と政治責任の間には厳しい区別を設けている。その根本的欠陥は余りにも多く刑事的色彩を帯び政治的性格は少かったことによる。以前にはこの責任の政治的意義は弾劾者に保障され、弾劾は政治団体に固有なものと考えられ、英米では下院、その他の諸国では両院、即ち弾劾権は国民代表たる議會に属していた。国民は合憲法的に統治される特権を持つからである。それ故、この特権が侵されたとき弾劾権を行使する。大臣および政府高官が職務執行に当たって誘惑にさらされる場合国民代表としての議

会が国民の名において弾劾権を行使し、その責任を追及することは有益である。

フランスの一八〇四年のナポレオン憲法によると大臣は国家元首にのみ責任を負い、議会には責任を負わなかったから国民の権利は保障されなかった。彼に服する大臣を起訴することは国家元首の権利である。大革命後、社会秩序を回復するためナポレオンは重大な犯罪者を裁判するため政治高等法院を設置した。それは大臣を裁判するためにのみ認められたようなものであり、共和歴十二年花月(fleurbaey)二八日の元老院令は再び帝国をフランスに到来させ、高等法院を新制度に調和させ、その組織および権限はこの元老院令で詳細に定められている。⁽²⁾

政治高等法院の権限および審理手続は、その構成の帝政的權威主義にも拘わらず近代的民主化の一面を持つ点注目に値する。高等法院は刑法典に定める刑罰以外宣告することはできない。次に私訴を認め、政治高等法院が必要があれば民事賠償を言い渡すこともできる(元老院令一三〇条)。さらに職務上の犯罪を正確に列挙したことも著しい進歩である。構成、権限について述べると、(1)先づ国の対内的および対外的安全、皇帝の一身および帝国の推定的継承者の一身に対する犯罪、侵犯および陰謀、(2)恣意的拘禁又は出版の自由の侵害を理由とする告発を対象に大臣のみならず皇族、元老、書記官長、元老院議員、参事院評議員を立法院の告発に基づき高等法院に弾劾する(同一〇一条)。立法院の告発に護民院の要請又は立法院議員十五人の要請に基づき告発状は立法院議長および書記により署名され、大法官はこれを高等法院附検事に交付する(同一一三条乃至一一七条)。元老院の側から不当な拘留又は出版の自由の侵害の有力な推定の宣言がある場合、立法院は大法官又は公務員を告発する(同一一二条)。このほか立法院により告発される者は、権限濫用又は瀆職の場合、植民地総督、植民地知事、大陸外のフランス植民地の指揮官、一般公務員、命令に不服従の陸海軍将官、公金濫用又は横領により有罪とされる本土の知事である(同一二一条)。高等法院

は皇族、元勳、司法大臣たる大法官、六十人の元老院議員、参事院の六人の部長、十四人の参事院評議員および二十人の破棄院判事から構成される、このほか皇帝により任命される終身の高等法院附検事一人と同じく終身の書記長一人を置く。検事は護民院により提出される九人の候補者名簿中から立法院により毎年指名される三人の護民院議員および控訴院又は司法裁判所の構成員の中から毎年皇帝が任命する三人の司法官に補佐され檢察事務を行使する（同一〇五条、一〇六条）。

フランスに限らず大臣が違法行為を侵したとき刑事裁判手続がとられ、批政の場合罷免されることは当然である。その方法としてプロイセンでは彈劾権は各院によって行使され、他のドイツ各邦では兩院一致のうえ、パーデンでは下院に与えられた。ドイツの大臣彈劾制度は純政治制度として大臣を罷免するのみならず被訴追者を処罰するために制定されたものである。

大臣彈劾は歴史的には英米憲法の先例にならって展開した。イギリスでは大臣彈劾は特定の犯罪、多くは刑事的性格をもつ叛逆罪に対して行使され、この際下院は訴追機関、上院は審理機関として機能する。有罪の結果、すべての処罰、死刑も宣告される。アメリカでは立憲君主制における大臣責任の代りに大統領、副大統領その他連邦文官が彈劾される。その根本理念は彈劾は叛逆罪、収賄罪のように高度の犯罪を必要とする。上院は独自の刑を宣告するのでなく公職からの罷免のみを宣告する。アメリカの彈劾手続は、刑事的手続を持つものでなく政治的手段の色彩が強い。特別法が大臣の彈劾権を議會に認めた場合には彈劾権は議會のみにあり裁判所は職務違反につき訴追しない。

彈劾の対象となるものは大臣および政府高官である。立憲君主制では大臣が就任前又は退職後といえども職務執行に際して責任を負い、副署によって彼自身のみならず君主に対しても責任を負う。責任は副署した大臣に限定される

のではなく行為に協力し、これと共同責任を負う他の者にも及ぶ。

閣議において大臣が議決案件につき反対の意思表示をしたが、最終的に副署した場合には反対の意思表示をした理由をもって、弾劾を免れることはできない。当該大臣には違法性の認識が存し、副署したことによって、処罰の根拠となる。弾劾された大臣が閣僚以外の共犯者を持つ場合、共犯者が官吏でない場合と当該大臣の部下として、大臣の職務命令に従った関与した場合とがある。この場合、共犯者も弾劾の対象たりうるかどうか問題となる。一八二二年および一八三四年のフランスの政府法案（二〇条、二二条、二八条）は貴族院の裁判権を閣僚以外の共犯者にも及ぼすことを提案している。イギリスと同様、アメリカも責任の場合のメルクマールを反逆罪、収賄罪その他重罪および軽罪におく。しかし理論的実際的にはこの関係を超えることはある。すべての政治的非行を事前に刑法に規定することは不可能である。イギリスの反逆罪（treason）は非常に曖昧である。アメリカ合衆国憲法二条は広義の解釈をして他の政治的犯罪又は非行（other high crimes and misdemeanors）に加えた。⁽⁴⁾一八一四年のフランス憲法五六条は大臣の弾劾を反逆（concussion）又は瀆職罪に限定した。一八五〇年のプロイセン憲法六一条は憲法違反の外に収賄罪および反逆罪をあげた。憲法違反は政治責任の基礎をなすもので刑事犯の概念に馴染まない。古いドイツ憲法では政治的責任とは大臣責任の主な場合として憲法違反を意味する。批政（misregierung）とは法律違反を伴わないで国に損害を与える場合をいう。一八四八年八月一八日のドイツ帝国の「大臣責任に関する法律」は、大臣が外交措置によって国を戦争に捲きこんだとき刑事上法律上の責任を問われないが政治責任を負うと定めた。

職務行為のみが弾劾の対象とされるのか、あるいは私的行為も弾劾の対象となるのか否かという問題もあるが、特定の行為が職務に該当するか否かの識別が困難であり、第一に、国事裁判所を設置した主たる目的は、政治判断の必

要性、行為の重大性および大臣の地位の独立性等の理由により大臣の私的行為についても職務行為と同様に彈劾の対象となる。職務行為に違反して第三者になさしめた行為も彈劾の対象となる。大臣彈劾は憲法違反を対象とするが、その場合の憲法とは成文憲法の構成要素とみられる法律違反も彈劾の対象となる。

多くの憲法によれば、故意による憲法違反のみが彈劾の対象たりうるが、彈劾提起のためには違反行為の意思決定および違法性の認識の立証が必要である。かかる規定の存しない国家においては、過失による憲法違反も彈劾の対象となる。憲法解釈について裁判所と大臣が意見を異にするか、裁判所が大臣の解釈にも十分の理由があると認めた場合には、主観的可罰性は存せず大臣は免責となる。大臣が憲法の執行に際して事実上の不能および法的不能を理由に職務の執行が不可解であったことを立証した場合には如何なる刑罰も科せられない。

事実上の不能、即ち天災、無政府状態の如き憲法の執行を阻止するような場合、大臣は事実上の不能が政府自体の責任で生じたのでないこと、第二に、それは憲法の執行を阻止するに足る範圍と強度を有すること、第三に大臣が自己の通常的手段をもってしても事実上の不能状態を除去しえなかったこと、之等の何れが欠けていても憲法違反の責を問われることになる。大臣は不可抗力として国家元首の命令を免責事由とはなしえない。国家元首の統治作用に關して大臣が副署することにより責を負う国法上の原則が大臣責任制の主要な部分であるからである。⁽⁵⁾

一八四八年のフランクフルト國民議會においてライヒ大臣の責任に關する草案が提案され、別に委員會を設置して報告されたものは、その後のドイツ各邦の大臣責任のモデルとなった。帝國皇帝の法令は大臣の副署をもって効力を持ち、大臣は副署に対して責任を負う。彈劾事由としては、(1)大臣は職權濫用又は職務懈怠につきドイツ帝國の安全を紊したとき、(2)反逆罪、(3)ドイツの利益に損害を与える旧ドイツ帝國摂政の命令に違反したとき、(4)ドイツ市民の

憲法上の權利に故意に違反したとき、(5) 国民議會の権限を削減する措置をとったとき、(6) 自己の利益のため公金を横領したとき等があげられる。

大臣が個人の資格をもつてした犯罪は通常の管轄裁判所、民事上の損害に対する告訴は通常の民事裁判所が受理する。これに対し弾劾事件の場合、訴追の動議に議員二十五人以上の連署を要す。議長は動議の日から三日以内に議事日程に上程する。国民議會は、これを審査委員会に付議したうに国民議會に提出する。国民議會は三人の審査委員を選び、委員は予審判事と同一の権限を持つ。委員会は証人、鑑定人の出頭を求め事実審理に入り、訴追は多数決による。訴追成立したときは訴追その他の関係書類を裁判所長に送付する。訴訟繫属中といえども議員二十五人以上の連署をもつて訴追取り下げを決議することはできる。国民議會から的大臣および共犯者に対する訴追の審理は帝國裁判所がこれに当たり、同裁判所の設置に至るまではベルリンのライン州控訴院において陪審裁判をもつてこれをなす。陪審については年令三〇才以上の學識經驗者から選ぶ。公開口頭審問主義をとる。判決は罷免、轉職、公民權剝奪、公職就任剝奪に及ぶ。⁽⁶⁾

大臣の弾劾事由については、各邦憲法はその態様を次のように異にする。

(1) 憲法違反に限定するもの　ヴェルテンベルク（憲法一九五條）、アークゼン・アルテンベルク（三七條）、ザクセン（一四二條）、ブランシュウィーク（一〇八條）、弟系ロイス（一一〇條）、コブルク・ゴータ（一六二條、一六五條）、ワルデック（六六條）、シュワルツブルク・ルドルシュタット（六六條）、兄系ロイス（八九條）。

大臣弾劾を憲法違反のみに限定する理由は、第一に、政治的觀點の必要性に基づいて国事裁判所が設置されたのであって、法律違反の場合は、政治的觀點は存在しないこと、第二に、すべての法律違反が国事裁判所の弾劾の対象と

なると、乱訴の弊を招き、国事裁判所の威信を低下すること、第三に憲法違反と法律違反とともに、国事裁判所で審理することは憲法の威信が損われることが挙げられる。

(2) 法律違反も弾劾の対象とするもの 一八二一年七月五日法律一条、一八四八年六月四日法律九条、一八四九年一月二日のシャンベルク・リッペの法律一条乃至三条。

(3) 憲法違反と並んで個々の犯罪 プロイセン（憲法六一条）、ザクセン・マイニンゲン（憲法八八条）、ザクセン・ワイマール（憲法四九条）、オルテンベルク（憲法二〇〇条）、シュワルツブルク・ゾンデルスハウゼンでは憲法違反のほか職務懈怠（憲法五七条）、バーデンでは国家の安全に重大な侵害をなしたときである（憲法六七条a）。

刑法の原則にしたがって故意に統治組織又は憲法違反の場合 一八一八年バイエルン（憲法一〇章六条）、一八四八年九月五日ハンノーヴァーの（二〇二条）、一八五二年弟系ロイス（憲法二一〇条）、一八五五年八月一日ハンノーヴァーの（命令一条）、一八五〇年ザクセン・ワイマール（改正憲法四九条）がある。

各邦大臣が帝国憲法に違反した場合国事裁判所に関する規定はドイツ帝国以前から存在する。この場合各邦大臣の責任がドイツ帝国の責任と関連してなされるかどうかが問題となる。これは第一に、大臣は邦の活動の範囲内において帝国憲法に違反したかどうか、第二に、大臣は帝国の権力に参与するに当たって邦法に違反したどうかの場合である。各邦の活動範囲において帝国憲法を侵害した帝国大臣は、邦法に照らして国事裁判所に弾劾されるか。

帝国憲法違反は国事裁判所の対象となるかどうかについては、ザルウエイ、ツジイカム⁽⁷⁾の二人の代表的見解がある。ザルウエイによれば、帝国憲法は邦憲法の一部を構成する。帝国憲法違反は弾劾の対象となる。ツジイカムによれば、各邦に効力をもつ帝国法および邦法は一つの組織の全体をなし、すべての邦に妥当する帝国法と邦法は一つの

組織的全体を構成する。帝国憲法は各邦においては憲法改正手続によって承認されるが連邦全体の関係に関して各支分国の一定の権利を定むる帝国憲法の規定は権利者たる各支分国の同意を得るに至らないときは之を改正することはできない（帝国憲法七八条）帝国憲法は邦憲法ではない。邦法は各支分国の支配領域に適用される対象のみを規定するのに対し、帝国法は邦にも妥当するが邦法としては妥当せず帝国法として妥当する。ドイツ帝国は国家結合である場合、帝国議会の決議は各支分国および支分国の住民には法効果を持つものではない。帝国憲法は邦憲法の一部を構成するという見解は正当ではない。帝国憲法を侵した邦大臣は同時に邦憲法を侵した廉で国事裁判所で弾劾されることについては消極説は多数である。ヘッセン、シャンベルク・リッペ、バイエルンではツジイカムの理論を拒否している。ザイデルは帝国憲法は邦憲法の一部を構成するという見解に立つ。バイエルンの大臣は帝国法違反で弾劾されている。大臣弾劾が帝国憲法違反の廉で邦で弾劾された例は一件もない。

注(1) Bluntschli; Staatswörterbuch, S. 744-752.

(2) Lair, Des heutes Cours Politiques en France et a l'étranger et de la mise en accusation du président de la République et des ministres, 1889, p. 184. 山本桂一・フランソワの司法高等法院(11) 国家学会雑誌七四卷五・六号一六頁。

(3) Zoepfel; Grundsätze des Gemeinen Deutschen Staatsrechts, 1863. a. O.; S. 411 f.

(4) Bluntschli; a. a. O.; S. 752.

(5) Mohl; a. a. O.; S. II Kapitels, 127 f.

(6) Zoepfel; a. a. O.; S. 425. Anm (2).

(7) Sarwey; Des Staatsrecht der Konigreich Württemberg, I, S. 15, II, 253.

(8) Thudichum; in Hirths Annaler, 1885, S. 644.

三 国事裁判所論

一 構成

大臣責任制の目的は、國家權力の濫用に対し憲法を擁護する点にある。従つて大臣による憲法違反行為は、すべて彈劾の対象となるのかどうか、罪刑法定主義は後者の立場をとるが、前者の立場をとると、すべての違憲行為は国事裁判所の審査に服することになる。刑法典に規定される犯罪に関わる憲法違反は国事裁判所ではなく通常裁判所が管轄権を持つべきだという見解もあるが、憲法規定自体が厳しく保障されねばならぬことと大臣による憲法違反に対して市民を保護する最も確實な方途は、大臣に対する国法上の彈劾およびその手続方式であること、憲法上の手続と一般法律上の手続とが競合する場合は、前者が優先するという理由から通常裁判所に係属している事件といえども国事裁判所の審理を排除するものではない。

議會の訴追による大臣彈劾の審理には、ドイツにおいては国事裁判所 (Staatsgerichtshof) がこれに当たるのが通常である。国事裁判所の権限は多くの邦では大臣彈劾に関する限り上級裁判所に移譲されている。政治權力の配分、政治活動の目的と範圍のような憲法および國家の命運を左右する高度の政治問題についてこれを決定する人に誰が選任せらるべきかは極めて重要な問題である。政治的考察を必要としながら尚かつ民事事件に經驗を持つ法律家から成る政治的官庁としての国事裁判所が要請される所以である。国事裁判所の目的は、憲法保障のために設置された官庁である。憲法違反は大臣のみによつてなされるのではなく、一般官吏も議員も憲法違反の行動をなすが国事裁判所

の権限は、かかる人々の憲法違反には及ばない。これは立憲国家における大臣の特有な地位に起因する。大臣の如き特有な地位は官吏にはない。大臣は国家権力を行使する最高の責任を持つ機関にして、その憲法違反は特有な裁判所としての国事裁判所によって審理され法的責任に服する。大臣の責任訴訟手続は刑事手続ではないが、国事裁判所の手続によって刑事裁判所の手続は排除されるのではなく、憲法違反は同時に刑法違反となる場合、その事件について二つの手続が適用される。

国事裁判所は、それを構成する裁判官の相異により次の四種に分かれる⁽³⁾。(1)政治的要素を有する裁判官を基礎とし、これに通常裁判官を加えた国事裁判所、(2)通常裁判所を基礎とし、これに政治的要素を有する裁判官を加えた国事裁判所、(3)全国民から選任された有能な議員から成る国事裁判所である。(1)の国事裁判所は、一八〇四年のフランスの元老院令一〇四条では、皇族、元老、大法官および六〇人の元老院議員および一四人の枢密顧問官等で裁判を行い、ニューヨーク(一八二二年憲法)では、上院が最高裁判官と共同で弾劾裁判所を構成し、ノルウェー(一八一四年憲法八六条)では、上院が最高裁判所と共同で弾劾裁判所を構成する。ここでは政治的要素を有する裁判官と通常裁判官を誰にするかが問題となる。前者については市民の中から選任された者よりも、政治的に特定の国家機関の方が妥当である。政治的要素を有する裁判官を主たる構成要素として国事裁判所を構成することの意義は、既存の政治制度の維持にあるからである。これによって失われる裁判の公平、中立性は通常裁判所裁判官を加えることによって是正される。枢密院の如き政府官庁は、被告たる大臣と密接な関係のあるため適格性を欠く。貴族院若しくは公選制上院を政治的要素を有する裁判官に任命し、下院を訴追機関とすることが合目的である。

通常裁判所裁判官としては最高裁裁判官が妥当である。下級裁判所裁判官は、職務上政治活動から離れており、最

高裁裁判官に比べて法的経験や政治的見識の点で劣っており、買収される可能性も強い。したがって貴族院と最高裁判所によって構成される国事裁判所を検討すれば、(1)最高裁判所が加えられることにより、貴族院の公平、中立性の欠如および非独立性という欠陥が是正され、(2)貴族院議員が十分備えている政治に関する知識と最高裁裁判官の法律上の知識の両者が、この制度の下で補完的に機能する。

(2)の国事裁判所⁽⁵⁾は、特定の憲法違反若しくは法律違反のみを彈劾事由とする国で採用されている。一七九一年のフランス憲法三篇第五章二三条では、破棄院が陪審院と共同で政治高等法院を構成し、ヴェルテンベルクおよびザクセンでは、国事裁判所は、一人の長官と十二人の裁判官から成るが、長官と六人の裁判官は、国王によってそれぞれ上級裁判所長および上級裁判所裁判官の中から選任され、残余の裁判官は議會により議員以外から選任され、うち二人は法律学者とされている。

ここでは通常裁判所裁判官と政治的要素を有する裁判官を誰とするかが問題となる。前者については最高裁裁判官が妥当である。後者については貴族院制国家の場合、最高裁裁判官の数を超えない範囲で貴族院議員の中から選任されることが妥当である。この一定数の議員の選任方法には抽選と、議員の在職年数若しくは年齢による任命とがある。

非貴族院制国家の場合、公選制上院議員は政府と議會が共同で終身裁判官を選任するという方法をとるが、このうち妥当なのは、両者によってそれぞれ選れた選挙人が共同で第三者を選任するという方法である。そこで最高裁判所に貴族院議員を加えた国事裁判所を検討すれば、結果は貴族院に最高裁判所を加えた制度の検討とほぼ同じである。

(3)の国事裁判所⁽⁶⁾は、(I)政府が選任した国事裁判所、(II)国民若しくは、議會が選任した国事裁判所、(III)政府が国民若しくは議會と共同して、選任した国事裁判所の三種に分れる。(I)の形態は裁判官の公平、中立性および裁判官の独立

性に欠ける。(Ⅱ)の場合、議会在が裁判官を選任する制度は訴追機関たる議会在が裁判官をも選任するという欠陥を招く。(Ⅲ)の場合は両者の共同形態を次の三種に分つて検討する。(Ⅰ)両者が裁判官の半数宛を選任する制度、(Ⅱ)一方が作成した名簿中から他方が裁判官全員を任命する制度、(Ⅲ)双方から選れた市民が共同して第三者を裁判官に選任する制度である。(Ⅱ)の場合、名簿に一方の党派性が反映されるため妥当でない。(Ⅰ)の場合、裁判官の判断が完全に二つに分れ、実力によつて他派の一票を奪うことがありうる。(Ⅲ)の場合、裁判官の公平、中立性が保障される。従つて(Ⅲ)の制度によつて選任される国事裁判所は、第一に、裁判官の公平、中立性、迅速な裁判および裁判官の独立性たる条件は充たされる。第二に、選任者がすべて高度の見識を有するため各種の見識豊かな裁判官が選任される。

立憲政治の教師であり政治的自由を確立した英米では、大臣弾劾を政治団体によつて決定する政治問題と考へてきた。当時のアメリカでは上院は国事裁判所であり、各州代表で選れた七二人の會議体であり、これは一般に政治的に経験のある人々から構成されていた。一八一四年六月四日のフランスのブルボン憲章(五五條、五六條)もまた大臣弾劾については、イギリスをモデルとし貴族院で弾劾した。これがドイツで採用されなかつた理由は、一八四八年に至るまで君主は第一院において強固な地位を確立してゐなかつたのみならず貴族の特權の完全な保持を擁護しようとしなかつた。市民および農民は一面保守的である反面、自由主義的であり、貴族院において立憲的自由の避難所は認められなかつたからである。しかし一八六八年二月二日のバーデンの法律は、あの程度イギリスの制度を繼承したものである。

フランス革命時の一七九〇年一〇月二七日のデクレ、一七九一年五月一〇日のデクレ、一七九一年九月三日の憲法は、大臣および行政官のすべての犯罪に対してのみならず一般市民の公共福祉に関する犯罪に対しても議会在に弾劾權

を与えた。かかる彈劾は最高法院に与えられ四人の最高法院判事と二四人の陪審から成る。このため各省の選考委員によつて一六六人の陪審のリストが選れる。二人は各省から二四人は抽せんによつて国民がその犯罪を知っている審判員を任命する。⁽⁷⁾

国民的政治高等法院は立法府が告訴状を發した場合、国家の安全および憲法違反、所有權および個人の自由を侵害した大臣又は政府高官および国家の安泰を害した犯罪人について審理する。

これより先きパスチーユ占拠後、國民議會において政治高等法院の組織が論議された。立法院を兩院に分割することは否決されたので、代議院を彈劾者に、元老院を裁判官にするという案は不可能となつた。立法委員會は大臣を裁判すべき高等法院草案の準備を委託された。最初の高等法院に関する基本構想は二あり、即ち一般市民の代表者による公務員の彈劾がこれである。提案された高等法院の組織の骨格は次の諸点に存する。彈劾權は國民の代表者に与えられ、國王の裁可から解放された彈劾の權利、人民から選れた陪審に委ねられる事實の裁判、最高法院の裁判官から抽せんて選れた裁判官による法律の適用等である。結局それは一七九一年五月の法律として成立するに至つた。この法律はフランスで国民的政治高等法院の可決した最初の法律である。この法律は國民主權の原則に立つて、立法期間中常設であり、政治的彈劾に關し國民代表の絶対的全權を承認する。政治的重罪又は輕罪の裁判は民衆的陪審の手に任せる。この法律は一七九一年九月三日憲法の制定公布に先立つて実施されたものであるが、憲法は、これに修正を加え、二重管轄の原則、即ち人的管轄としての大臣および政府高官の犯罪に國の一般的安寧を紊す重罪にのみその權限が及ぶものとする。

五〇年後の一八四八年十一月四日の憲法は、九一条乃至一〇〇条において、これを多くの点において修正した。政

治高等法院は、国民議会の告発に基づき国の内外に対する安全に対する犯罪の陰謀につき大統領および大臣を裁判し、この判決には控訴又は破棄の救済は認められない。政治高等法院は五人の判事と三十六人の陪審より成る。毎年十一月の最初の一日迄に、破棄院は、その構成員の中から秘密投票により且つ絶対多数により五人の高等法院判事と二人の判事候補者を指名する。五人の判事は互選により院長を選ぶ。検事の職務を行う司法官は大統領により指名され、大統領又は大臣が告発される場合には国民議会により指名される。三十六人の陪審員および四人の陪審員候補は、衆議院議員中から指名される。被告を有罪とする陪審員の宣告は、三分の二の多数による。大臣の責任に関する場合、国民議会は、状況により告発された大臣を高等法院に送致し、又は民事賠償のため通常裁判所に送致することはできる。

一八三一年にはヘッカー (Hecker) は、バーデンにおいて国民から選任される三十六人からなる大臣裁判所 (Minister Gericht) の設置を提案し、一八四七年にはヴェルカー (K. Welcker) もこれに賛成した。一八四八年には帝国大臣の犯罪に対し十二人の陪審が判決を下すフランクフルト制憲議会の提案がなされた。陪審は一七人の上級裁判所によって作成された六八人の陪審からなるリストの中から十二人が選れる。一八四八年六月四日のバイエルンの法律は一七九一年のフランスの制度を凌駕するものであった。バイエルンでは四〇〇人より少からざる陪審を選任する。一八三一年のザクセン憲法は同じ割合で君主と邦議会によって選れた裁判所が、大臣弾劾に関して、政治問題を審理し、法律問題を審理しないことを規定した。⁽⁸⁾

上級裁判所を国事裁判所とした邦は、一八一八年から一八四八年までのバイエルン、一八一八年から一八六八年までのバーデン、一八二〇年十月五日のバーデンの法律七条、一八三一年のクル・ヘッセン憲法一〇〇条、一八五五年八月一〇日のハンノーヴァーの命令、一八五〇年のプロイセン憲法六一条、一八二一年七月五日の大ヘッセンの法

律四條、ザクセン・コブルク・ゴータ憲法一七一條、一八五二年の弟系ロイス憲法一條である。

国事裁判所は重要な国事犯および職務犯罪に関して大臣を審査する権限を持つ限りプロイセンにもこの原則は妥当する。かかる重要事件の厳しい法律的審理は上級裁判所のみに許される。即ち陪審をもつ下級裁判所ではなく陪審のない上級裁判所に期待されるからである。

すべての憲法および法律違反の裁判に関し法律家は、最も適任かどうか疑わしい。国事裁判所裁判官には政治家的特質は特に問題とするに当たらない。むしろ最高の法的スタンスと並んで高潔と中立性が要請される。また反対の立場もある。国事裁判所は、その裁判官が豊富な政治的素養を欠くならば国家的問題に十分な認識を欠くおそれがある⁽⁹⁾。以上は見解の相違である。例えば通常裁判所と行政裁判所の権限争議に関して裁判官と行政官から構成される権限裁判所は、疑義ある行政事件については行政裁判所、官吏の懲戒については懲戒裁判所の設置が要請される。すべての等の事件は通常裁判所で受理されるかどうか疑わしい。憲法の根本原則は、民法や刑事法の如き孤立したものから集成されたものでなく、正に重要な事件については法の全体から憲法の根本思想に通曉した政治的経験を持つ識者のみが、すべての正当な判決を下すことが可能である。これに対し上級裁判所を国事裁判所にすることへの反対理由としては、裁判官は民刑事事件と異なる事件に対しても民刑事法を適用するおそれがないかという批判である。

帝国国事裁判所の長官には帝国裁判所長官が当たり、表決権なし。有罪の判決をなすには二四票、六人は連邦参議院から、六人は帝国議會議員から三年の任期をもって選れる。五人は帝国裁判所判事、一人は帝国会計検査院検査官から抽せんによって選れ、任期三年、その外はプロイセン最高裁の先任裁判官、バイエルン首相、ドイツ参謀総長、プロイセン陸軍の先任軍司令官、二二人（二人は裁判官）の裁判官はドイツの大学の国法学教授から選れる。その他

国事裁判所の裁判官は、半教は君主、残り半数は邦議會から選任する（ザクセン憲法一二二条、一四三条、ザクセン・ワイマール憲法五一条乃至五三条、一八五〇年三月一九日のブランシュウィクの法律二条、オルデンベルク憲法二〇一条、同一八五五年三月二四日の法律五条）バイエルンでは長官、六人の上級裁判所判事、十二人の陪審から成る。

一八一九年のヴュルテンベルクは、国事裁判所は、君主によって任命される上級裁判所長官から選れる一人の長官および十二人の裁判官から成る。そのうち半数は君主によって上級裁判所裁判官から、残り半数は議會が議員以外から選任する（憲法一九六条）。一八三一年のクール・ヘッセン憲法一四三条、ザクセン・ワイマール憲法五一条、五二条、一八三二年のブランシュウィク憲法一〇九条によれば国事裁判所は七人から成り、そのうち三人は抽選により上級裁判所裁判官から、他の四人は邦裁判所裁判官から、そのうち二人は邦政府、他の四人は議會によって選任される。長官には上級裁判所の先任裁判官がこれに当たる。一八五二年のオルデンベルク改正憲法第三章一条によれば、国事裁判所は一人の長官と六人の裁判官から成る（三條）一人は抽選により邦の上級裁判所で選び（四條）、残り六人は半数宛議會と政府によって選任する（八條）。

注(1) Mohl; a. a. O.; S. II Kapiteis, 127 f.

(2) Thudichum; a. a. O.; S. 671-674.

(3) Mohl; a. a. O.; S. 335.

(4) Ebenda; a. a. O.; S. 341.

(5) Ebenda; a. a. O.; S. 351.

(6) Ebenda; a. a. O.; S. 365.

(7) Thudichum; a. a. O.; S. 675 f.

(8) Ebenda; S. 676.

(9) Mohl; a. a. O.; S. 281, 295-298, 338.

二 權 限

國家の安全を亂し、無能怯懦な大臣は國家に対して、損害を与える場合、かかる者を罷免することは当然である。

君主國家において、議會は大臣が過失と怠慢の場合に彈劾權を發動する。國家の安全と外交分野において無能な大臣は彈劾に値する（ブルンチュリー）。緊急事態に際して十分なる軍備を怠り國の安全を危險に陥らせた国防大臣は彈劾されるべきである。帝國宰相は國家を戰爭に捲き込む皇帝の要求を断念させた場合又は事態に即応して動員計畫をなした場合、宰相は皇帝に対して平和について助言し、戰勝後敵に対して最少條件を課し又は平和條約の締結をドイツ國益にとって惡化せしめる場合、ドイツ敗北の債務は軍司令官の不運な選択におかれた場合、帝國宰相は在職中仮令皇帝は無能力な官吏の罷免を拒否しても有害な失策に対して同罪ではない。⁽¹⁾

ドイツでは英米の上院に類似した組織は形成されなかった。ドイツは独自の國家權力を帝國議會と分担し、外政に関する彈劾の重大な過誤は稀に止まらない。帝國議會によって彈劾される大臣は公共福祉のために、決定的問題について守秘義務がある。最も重大な反対理由は、一八六七年三月二六日の制憲議會において、代議士フォン・ビンカー（Freiherr Georg v Binker）によって強調された。モールもまたかかる彈劾權の拡大に反対した。⁽²⁾ゲオルグ・マイヤーも同じ立場をとる。⁽³⁾

イギリスにおいては反逆罪、職務懈怠により國の安寧を紊す大臣を彈劾する權限を下院に与えた。アメリカは大統領、副大統領以下すべての連邦政府官吏に対し下院が彈劾權を認められている。ドイツは初めて英米兩國の制度をモ

デルにしつつ弾劾について最も詳細に規定したのは一八四八年の「帝国國務大臣の責任に関するフランクフルト議会の法律」第一条である。

国事裁判所は懲戒裁判所の性格を持つ。すべての刑事事件は通常裁判所の管轄に属する。通常裁判所の判決は弾劾の提起を妨げるものではない。一八一九年のヴェルテンベルク（憲法二〇三条）の国事裁判所は、無罪の判決をした場合、又はすべての手続を中止した場合被告を再び告発することはできないという規定は廃止された。一八三一年のザクセン憲法も同じ。一八七六年二月二十六日の帝国刑法（一一條）によれば、帝国議會および邦議會議員は院内における表決、職務執行につき院外で責任を問われない。したがって国事裁判所において弾劾されることは⁽⁴⁾ない。

帝国裁判所構成法によれば、皇帝と帝国に対する大逆罪、反逆罪の場合を除いて帝国官吏に対する刑事訴追は帝国の検事と法務大臣にある。このような制度は次の欠陥を持つ。帝国宰相は常にプロイセン首相でもあり、プロイセンの法務大臣を彼の欲する儘に任命し、彼自身が命令して帝国官吏を無罪にする手段を彼から奪うことはできるのである。

一八七六年の帝国刑法典は通常裁判所に二つの事件を審理させることにした。同法九二条三号によれば宰相は故意又はドイツ帝国又は連邦国家から委任された国務につき一邦が他の支分国政府に不利益をもたらした場合二年以下の懲役に処す。三五条 a 項によれば外交官は外務大臣からの職務命令に故意に違反した場合若しくは大臣に職務執行に際し過誤をおかした⁽⁵⁾場合刑事犯を構成する。

(1) 帝国宰相に対する刑法規定の適用を確保する限り弾劾権を高次の會議体に委ね、恩赦権を制限しなければなら⁽⁶⁾ない。

(2) 統治組織又は法律違反に対する彈劾は本質的には政治問題であり、法曹による法律的審理は最も重要な法律問題を賭博におくようなものである。国事裁判所は、すべての場合帝國議會から全く獨立に構成されることは困難である。彈劾の決議は帝國議會の三分の二の賛成を必要とする。

(3) 公共利益を危胎にする彈劾は如何なる場合でも絶対に排除される。

(4) 帝國政府、皇帝に対しては帝國議會は如何なる場合にも彈劾權を發動することはできるが、帝國會議議員に対する彈劾の効果は議員資格の喪失に止まる（一八一九年ヴェルテンベルク憲法一九九条⁶）。

帝國の誕生以来、帝國の法律および各邦法は大臣並びに官吏の法律違反又は職務懈怠に対し十分な適用をみた。通常裁判所の管轄權は非常に拡張り合法性の審査は命令によって強化された。

彈劾の対象は大臣および政府高官が主であるが（一八一八年のバイエルン憲法一〇章六条、一八一九年のヴェルテンベルク憲法一九九条、一八二〇年大ヘッセン憲法一〇九条、同一八二一年七月五日の法律、一八六二年のリヒテンシュタイン憲法四〇条、一八五〇年のザクセン・ワイマール改正憲法四八条）、首相（一八三一年クル・ザクセン憲法一四一条）、首相および副首相（一八三二年のクル・ヘッセン憲法一〇〇条）、大臣（一八三二年のブランシュウィック憲法一〇八条、一八五二年のオルテンベルク改正憲法二〇条、一八四八年九月五日のハンノーヴァーの法律一〇三条、一八五二年の弟系ロイス憲法八七条、一八五二年のワルデック憲法五五条・六六条、一八五四年のシュワルツブルク・ルドルフシュタット憲法六条、一八五七年のシュワルツ・ゾンデルスハウゼン憲法五七条）、なお弟系ロイスでは下級官吏の不法行為、過失、職務懈怠につき当該官庁および内閣が訴追をなす場合にのみ議會の彈劾權が発動する。また彈劾權は大臣以外の他の官吏に及ばない邦もある（一八一九年ヴェルテンベルク憲法一九九条）。大臣

および政府高官以外の官吏は憲法所定の違反により国事裁判所に弾劾される（一八三一年クルル・ザクセン憲法一一〇条、一八五二年弟系ロイス憲法一〇九条）。

一八三一年のクルル・ヘッセン憲法（二〇一条）は、邦議會および委員會が憲法十一條所定の犯罪をおかした官吏に対し通常裁判所が審理を開始しない限り独自の方法で審理を開始する。一八五二年のオルデンベルク憲法（二〇八條）は議會が内閣直屬でない官吏に対しては憲法違反および職務懈怠について内閣の提議に基づき通常裁判所で審理を開始する。一八五〇年のザクセン・ワイマール憲法（四九條）、オルデンベルク憲法（二〇二條）によれば議會の弾劾権は、在職中の大臣のみならず弾劾提起前に辞任した大臣にも及ぶ。

処罰の程度は重大な悪意の計画又は罪過、重罪である。一八五二年のザクセン・コブルク・ゴータ憲法（一六四條）および一八四六年六月四日のバイエルンの法律（九條）は犯罪と職務違反の結果を考慮した処罰を規定する。一八五二年のオルデンベルク改正憲法（二〇〇條一項）においては故意又は重大な職務懈怠が憲法違反として問題となる場合には国事裁判所が審理する。一八五〇年六月四日のワルデックの法律（二條）は悪意の計画又は重大な職務懈怠である。

議會が大臣および政府高官の弾劾を提起する場合、弾劾条項を明示しなければならない（一八一八年バイエルン憲法一〇章六條、一八二〇年十月五日のバーデンの法律六條、一八三一年のクルル・ザクセン憲法一四一條）。兩院制の場合、一院のみに弾劾権を与える（一八一九年ヴェルテンベルク憲法一九八條）場合の外は、兩院一致の決議でなされる（一八五〇年プロイセン憲法六一條、一八一八年のバイエルン憲法一〇章六條、同年のバーデン憲法六七條、一八三一年のクルル・ザクセン憲法一四一條、一八二〇年の大ヘッセン憲法九七條、同一八二一年六月四日の法律四

条)。議会の輕率な彈劾決議を救済するため彈劾決議の取り下げを認めるところもあるが、その場合は少なくとも第一回決議後八日を経過しなければならないというように制限規定を設ける邦もある(一八五二年オルデンブルク憲法二〇〇条二項、オルテンベルク改正憲法二〇三条、ワルデック憲法一五條、ブランシュワイク憲法一一一條、ハンノーヴァーの法律一〇三条、ザクセン・コブルク・ゴータ憲法一七六條、弟系ロイス憲法一一六條)。

彈劾の取り下げは無罪の判決と同じ(一八五〇年三月三十日バイエルンの法律二〇條)。彈劾は議会の延会、閉会又は解散によって妨げられるものではない(一八五〇年三月三十日バイエルンの法律二條、コブルグ・ゴータ憲法一七四條)、彈劾は君主に通告され、議會で再審査のない限り速かに彈劾手続を追行しなければならない(一八一八年バイエルン憲法一〇章六條、一八二一年六月五日大ヘッセンの法律四條)。若干の法律では、君主は彈劾の報告を受けた際は、遲滞なく被告に停職を命ずることができる(一八四八年六月四日法律一〇條)。

訴追行為の内容からみれば、ドイツの彈劾は多分に刑事法的性格を帯びイギリスの彈劾を想起せしむるものがある。これに反し判決の内容はアメリカに類似する。

一八三一年のザクセン憲法(一四八條)、一八三二年のブランシュワイク憲法(一一〇條)、一八四八年九月五日のハンノーヴァー憲法のみは、他のドイツ憲法以前にアメリカ憲法と同様に大臣彈劾を純政治制度とみている。クル・ザクセンの国事裁判所の権限は、被告の罷免、同じくブランシュワイク新憲法、一八四八年九月五日のハンノーヴァーの法律も国事裁判所の判決による罷免を定める。一八五〇年のザクセン・ワイマールの改正憲法五八條によれば、各省長官は国事裁判所によって同時に長官としてのその職から罷免を伴う刑の宣告を受ける。多くの憲法は有罪の判決を受けた者に対して国事裁判所の判決に対する控訴を認めているが(一八四八年九月五日のハンノーヴァーの

法律一〇三条）、控訴を許さない邦もある（一八四八年六月四日のバイエルンの法律）。前職への復職の控訴のみを許すところもある（一八二〇年一月五日のバーデンの法律八条a、一八三二年のブランシュウィック新憲法一一〇条、一八三一年のクール・ヘッセン憲法一〇〇条）。

大臣の弾劾裁判につき上訴を広く認める意義は、裁判手続上の過誤を是正し、事実誤認と法律判断の誤まりを正すことである。他方弾劾裁判は国民の激昂を招き、国務執行の遅滞を生じ易いために裁判を早期に確定する必要がある、国事裁判所が終審裁判所であることを重視すれば不服申立方法としては同一審級内の不服申立てのみが妥当である。

イギリスでは貴族院の判決を無効として枢密院に誤審令状 (write of error) の発給を求める上訴手続が認められているが、貴族院による弾劾制度は、弾劾裁判の性質上、特別に設けられた裁判制度である点に注目すべきである。

(1) 上訴を全く認めない例、ハノーバー憲法一五二条、一八一五年二月一日ワイマールにおける内閣組織に関する規定、(2) 法律問題につき上訴を認めるが、事実問題について上訴を認めるかにつき規定する例、バーデン一八二〇年十月五日法律八条は原状回復のみを認め、ザクセン法律一四九条は上告のみを認める。両者を認めるのは、ヴュルテンベルク憲法二〇四条、クールヘッセン憲法一〇〇条、ホーエンツォレルン・ズイクマリンゲン憲法一九四条である。

再審の規定は、一八一九年のヴュルテンベルク憲法（二〇四条）、一八二二年七月五日の大ヘッセンの法律（六条、七条）、一八三二年のクール・ザクセン憲法（一四九条）にあり、再審の上告のみは一八五二年のザクセン・コブルク・ゴータ憲法（一七一条）、有罪の判決を受けた者に対する控訴は、一八二九年のザクセン・マイニンゲン憲法（八八条）、一八五二年のオルテンベルク憲法（三章二〇条）、弟系ロイスである。大臣および政府高官の憲法上の責任が

君主の恩赦権によつて救済されるものではないが、若干の憲法および法律は恩赦権を認めているところもある。一八二〇年十月五日のバーデンの法律（一〇条）は、すべての場合に恩赦権を認めている。

有罪の判決後に恩赦権の行使を制限しているところもある。如何なる場合でも恩赦権は有罪の判決を受けた者がその職にとどまることへの制限としては、（バーデンの法律一〇条、一八一九年のヴュルテンベルク憲法二〇五条、一八三一年のクール・ザクセン憲法一五〇条、一八四八年九月五日のハンノーヴァーの法律一〇三条、一八二九年のザクセン・マインニンゲン憲法一〇六条、一八五二年の弟系ロイス憲法一一六条）、又は有罪の判決を受けた者が他の職に就任することへの制限（一八一九年のヴュルテンベルク憲法二〇五条、一八二〇年のバーデンの法律一〇条、ザクセン・マインニンゲン憲法一〇六条二項、クール・ザクセン憲法一五〇条、ブランシュワイク憲法一一一条、ハンノーヴァーの法律一〇三条、バイエルンの法律一二条、弟系ロイス憲法一一六条）がある。

議会の彈劾について恩赦権を禁止するところ（ハンノーヴァーの法律一〇三条、クール・ヘッセン憲法一二六条）、又は議会の同意を必要とする邦もあるが、この場合は免訴と恩赦は法律の形式をとる。ザクセン・ワイマールの改正憲法（五九条）によれば、君主が国事裁判所で審理される事件に対し恩赦権を発動するには議会の同意を必要とする（バイエルンの法律一二条、ザクセン・コブルグ・ゴータ憲法一七六条、弟系ロイス憲法一一六条）。恩赦権を議会の提案を俟つてなす邦もある（ルクセンブルク憲法八二条、ワルデック憲法一六条）。

憲法は特に恩赦権と免訴の制限を規定していない場合、有罪の判決を受けた大臣に対して君主に無条件に以上の権限を認めている。若干の憲法又は法律で議會は彈劾事件が生じた日から一定期間内に訴追しなければ時効によつて消滅するところもある（一八二〇年十月五日のバーデンの法律五条）。バイエルンでは三年とする（一八六八年二月二

○日の法律六五条)。

- (1) Thudichum; a. a. O.; S. 685-90.
- (2) Mohl; a. a. O.; S. 150 ff.
- (3) G. Meyer, Staatsrecht, 1870, S. 477 f.
- (4) Thudichum; a. a. O.; S. 643 f.
- (5) Ebenda; a. a. O.; S. 685 f.
- (6) Ebenda; a. a. O.; S. 671-4.

四 各邦における國務大臣彈劾制度

一 プロイセン王国

大臣は、憲法違反又は職務上の義務違反につき議会の議決により彈劾される。⁽¹⁾

プロイセンは一八世紀の初頭以後、絶対制国家として誕生し、一八四八年二月五日の憲法四四条で大臣の責任を規定し、すべて国王の統治行為は大臣の副署を必要とし、これについて大臣は責を負うことにした。これが一八五〇年の憲法に継承され、大臣は憲法違反、瀆職、反逆罪につき各議院の決議をもって彈劾される(六一條)。審理には最高裁判所が当たる。議院からの通告ある場合には君主は特赦および刑の減刑をすることができ、裁判手続および処罰に関する規定は特別法をもって定めることにした(四九條)。この草案は一八五〇年、一八六二年、一八六三年に議會に提案されたが、一八七九年四月二五日の裁判所構成法施行規則によりプロイセン最高法院は廢止されたから

實際的意義を失った。以後プロイセンでは彈劾裁判權を持つ法廷を欠くに至った。その後一八七七年の帝國裁判所により憲法規定は改正され、瀆能、反逆罪は検事によって起訴され、通常裁判所で審理することになった。

(1) Pistorius, a. a. O., S. 99-103; Thudichum, a. a. O., S. 645; Posener, Staatsverfassungen des Erbhalls; 1909, S. 426.

二 バイエルン王国

一八一八年五月二六日の憲法第二〇章四条乃至六条は「憲法保障」で大臣彈劾を規定している。⁽¹⁾ 議會は大臣および大臣代理を憲法および法律違反のみならず職務上の義務違反についても訴追し、訴追は兩議院一致の同意を必要とする(四条乃至六条)。一八四八年六月四日の大臣の責任に関する法律によれば大臣および大臣代理は職務上の義務違反および職務懈怠により故意に法律に違反した場合、帝國議會に責任を負い彈劾される(九条)。訴追は各院のみならず國王によってもなされる。

各院は彈劾委員會で彈劾条項書を審査し、委員會の報告に基づき彈劾を決議し、上級控訴院 (Oberappellationsgericht) で審理する。上級控訴院は長官一人と六人の裁判官および全邦四〇〇人のリストから選れる一二人の陪審から成る。手続は刑事訴訟手続を適用し、對審口頭弁論、公開主義をとる。兩院合同会で彈劾の取り下げができる。有罪の結果、判決は罷免若しくは公職就任資格剝奪に及ぶ。控訴は許されない。復職には帝國議會の同意を必要とし、恩赦なし(一二条)。また議會の閉会、停会、解散によって彈劾は妨げられることはない。

一八三一年一月二八日シエンク内相 (Shenk) は憲法四章一條に定める新聞の自由を侵害した廉で彈劾された。本条は、次の如く規定する。すべての政治的新聞および政治的内容をもつ定期刊行物は検閲に服しなければならない。勅令二号によって公布された一八三一年一月二八日の命令はこれを検閲官に委任した。シエンクはこれを憲法執行命

令のために認められるものであるとしたが、反対党は憲法違反と主張した。勅令二号の政治的という語は外政のみで内政には関係しないことを意味するものとして憲法違反を理由に弾劾の提案がなされたが否決された。

(1) Pistorius, a. a. O., S. 37 f.; Thudichum, a. a. O., S. 645-647; Posener; a. a. O.; S. 136.

三 バーデン大公国

弾劾の対象を大臣の憲法又は法律違反の問責手段として憲法上最初に規定した邦に一八一八年八月二二日のバーデン憲法六十七条 a がある。⁽¹⁾ 本条によれば、(1)下院は大臣および政府高官が故意又は重過失により憲法に違反し又は国の福祉と安寧を紊したときこれを弾劾することができる。弾劾の議決には憲法改正と同一の議決、即ち四分の三以上の出席と三分の二の多数を必要とする。弾劾は辞任によって妨げられることはない。(2)下院が弾劾決議をした時は少なくとも七人から成る審査委員会の審査に付す。(3)審理機関には国事裁判所としての上院がこれに当たり、上院議長が主宰する。国事裁判所は長官のほか八人の合議制裁判所判事、各院から同数宛選れる一八人の裁判官によって審理される。(4)大臣又は政府高官が憲法六十七条 a の弾劾事由以外に国事犯又は職権乱用罪を犯した時は下院は被告を通常の管轄裁判所に移送する(同条 c)。(5)弾劾違反事件が議会に通告され、下院が弾劾動議を否定した時は三年を経過することによって時効によって消滅する(同条 f 一八六八年二月二〇日の法律)。(6)有罪には三分の二の多数を必要とし、重罪の場合は罷免、軽罪の場合は公職就任資格剝奪又は恩給権の停止に及ぶ。(7)下院の弾劾権は辞任によって、又議会の停会、閉会、解散によって妨げられるものでもない(六七条 d、一八六八年二月二〇日の法律)。

一八六八年二月二〇日の憲法六十七条 c および一八六九年一月一日の法律二四条は大臣は国事違反又は職務犯罪を犯したと議会によって認定された時は下院がこれを国事裁判所に弾劾する。この原則は、その後ドイツ各邦の弾劾

制度に繼承されるに至った。

(1) Pistorius, a. a. O., S. 42-45; Thudichum, a. a. O., S. 653-659; Posener; a. a. O.; S. 115 f.

四 ザクセン王国

彈劾は一八三一年九月四日の憲法第六章憲法保障および、一八三八年二月三日の國事裁判所に関する法律の規定するところである。⁽¹⁾大臣および政府高官は憲法違反、職務懈怠および統治組織の顛覆につき兩院一致の議決により彈劾される。特に首相は故意の憲法違反につき彈劾される。但し兩院一致に至らないときは各院これをなす(一四〇条、一四一條)。審理には國事裁判所がこれに當たる。國事裁判所は一人の長官と十二人の裁判官から成る。長官は表決權なし。任期は二年、他の裁判官の中、六人は上級裁判所判事から任命するが、裁判官は議員たる必要はない。その中二人は法律専門家たることを要す。訴訟手續は民刑事訴訟手續を準用する。辭任によつて彈劾は妨げられるものではない。判決は過半数で決し、可否同数のときは無罪、判決は罷免又は棄却のみ、免訴および恩赦についてはヴェルテンベルクの法律と同様である。

(1) Thudichum, a. a. O., S. 648; Pistorius, a. a. O., S. 77-79; Posener, a. a. O., S. 390 f.

五 ザクセン・アルテンベルク公国

一八三一年四月二九日の憲法三十六条、三十七条は大臣責任について規定する。これによれば、大臣および政府高官は憲法違反につき彈劾される。⁽¹⁾大臣彈劾の目的は憲法の保障にあり、議會が訴追し上級控訴院は國事裁判所として審理する。大臣以外の政府高官の場合は裁判權は上級控訴院ではなく当該事件を司る管轄裁判所である(一〇一條・一〇二条・一〇八条)。訴訟手續は刑事訴訟手續による。判決は罷免。一八四八年—四九年にフォン・フリーゼン

(von Friesen) 大臣の弾劾が第一院で提案されたが、第二院で否決になったので国事裁判所は審理を開始するに至らなかった。⁽²⁾

(1) Pistorius, a. a. O., S. 75 f.

(2) Passow, a. a. O., S. 58.

六 ザクセン・マイニンゲン公国

一八二九年八月二三日の憲法八八条は議会の弾劾権を規定し、大臣および官吏は憲法および法律違反、職権乱用、恐喝につき弾劾され、審理にはイエナの上級控訴院がこれに当たる。⁽¹⁾ 大臣以外の官吏に対する弾劾は内閣に提出される告発によって行う。

(1) Thudichum; a. a. O.; S. 648; Passow; a. a. O.; S. 490; Pistorius; a. a. O.; S. 68. 大臣責任については一〇二条、一〇三条。

七 ザクセン・ワイマール大公国

一八五〇年一〇月一五日の改正憲法は、大臣責任制については一八一六年憲法と類似している。旧憲法は議会が大臣および政府高官が憲法違反その他市民の名譽、財産および自由を侵害した時には訴追し、君主に通告し、君主はこれを上級控訴院において審理せしむることにしている(一一五条⁽¹⁾)。

改正憲法五七条は、大臣弾劾手続については一八五〇年一〇月二二日の法律で補足されている。大臣は憲法又は法律違反で訴追され一八一六年憲法ではイエナの上級控訴院で審理されたが、改正憲法では国事裁判所で審理されることになった(五一⁽²⁾条)。手続は一八一六年憲法と同様刑訴手続を準用する。有罪の結果は罷免、恩赦権、免訴権は何

れも排除される。控訴は認められない。辞任によって彈劾手続は妨げられるものでない。

(1) Pistorius, a. a. O., S. 68.

(2) Ebenda, S. 113 f.

ハ ザクセン・ユブルク・ザールフェルド公国

一八二一年八月八日憲法(七七条・七八条)は大臣責任制を規定し、大臣およびすべての政府高官は憲法および法律違反につき議會によって彈劾され、国王に通告され、司法官會議(Ustizkollegium)で審理される。彈劾の対象はザクセン・ワイマール憲法と同じ、手続は刑事訴訟手続を適用する⁽¹⁾。

(1) Pistorius, a. a. O., S. 67 f.

九 ザクセン・ヒルトブルクハウゼン公国

一八一八年三月一九日の憲法においては、君主に助言し副署した大臣の責任を規定し(五三条)、議會に彈劾権を認めている⁽¹⁾。

(1) Pistorius, a. a. O., S. 36.

一〇 ヘッセン候国

一八二〇年十二月一七日の憲法によれば、大臣その他の政府高官が上級官庁の命令に違反したときに責任を負う(一〇八条)。一〇九条は大臣の憲法尊重義務を定め、一八二二年の大臣責任に関する法律は、憲法違反のみならず法律違反に対しても彈劾権を適用した。

一八三一年一月一五日の法律一〇〇条は、首相又は首相代理は憲法違反の廉で議會の彈劾に基づき上級控訴院にお

いて審理される。その他議會の常任委員又は他の官吏を憲法違反、公金横領、職務懈怠、収賄の罪で通常裁判所に弾劾する。

一八五二年の憲法は弾劾事由を憲法違反に限定し、弾劾動議には両院一致の議決を必要とした（七八条）。審理には上級控訴院がこれに当たる。有罪の判決の結果、罷免、恩赦権は排除される。上訴については再審は認められ、原状回復は許される。大臣以外の政府高官には弾劾は及ばない（七九条）。

内相兼法相ハッセンフルク (Hasenpflug) を一八三三年には二八票対十八票、一八三五年、一八五一年に五度にわたって憲法違反の廉で弾劾した。一八三四年一月五日チュービンゲン大学の政治学教授ロバート・フォン・モール教授から浩瀚な弁護理由書が送られ無罪となった。

一八四〇年にはハンシュタイン (Hanstein) 大臣が弾劾され、これに対しハッセンフルクとモールは弁護に立ち、本件の如き国政府と邦議會間の紛争は、憲法一五四条によれば兩者間の憲法規定又は憲法附属法令に関する争議がある時は権限裁判所によって審理されねばならぬとして反対論を展開した。ハッセンフルクは次の如く弁護している。国事裁判所には係争中の憲法規定の運用について解釈権がない。上告裁判所は一八三四年五月一四日次の理由でこの反対理由を拒否した。憲法一〇〇条は、憲法違反に関する大臣の処罰に向けられる弾劾については独り国事裁判所のみ権限を持つ。すべての刑事裁判所と同様、国事裁判所は刑法違反事件の判決をなしうる権限を持つ。両事件何れも判決までに至らなかった。⁽¹⁾

一八六五年にはダルヴィック (Dalwigk) 首相を憲法違反の政教^{コンフェッショナル}条約を締結した廉で弾劾した。大公は一八五四年八月二十三日政教条約をフォン・マインツ・ケットラー僧正 (von Mainz Kettler) と締結した。本条約は締結後極

秘に付されていたが、第二院は三五対四でその条約の内容と締結手続は憲法違反と決議した。内閣は総辭職しなかつた。これを契機に一八六五年には条約を廃棄している。第一院はこの決議に賛成しなかつた。⁽²⁾

(1) Pistorius, a. a. O., S. 61-67; Thudichum, S. 658 f.

(2) Passow, a. a. O., S. 58.

一 アンハルト公国

アンハルト・ベルクブルクとアンハルト・デッセン両公爵領は一八六三年ベルンベルガー家の廃止によってアンハルト大公国に統合された。一八五九年八月三十一日の憲法は大臣に対する訴追權を議會に与えている(二二条)。一八四八年一〇月二九日アンハルト・デッセンで發布された民主憲法は、七〇条において大臣の職務行為に関する責任を規定し、五五条で議會に大臣の彈劾權を認め、大臣責任につき詳細に規定している。⁽¹⁾

(1) Pistorius, a. a. O., S. 129 f.

二 オルデンブルク大公国

一八四一年憲法は、一八四九年一二月一八日の憲法によって改正され一八五七年一月二二日憲法となる。一八四九年憲法は大臣のすべての職務行使につき責任を認め(七一条)、議會は故意の職務懈怠又は重大な憲法違反につき大臣を彈劾する⁽¹⁾(二七条、二〇〇条、一八五五年三月二四日の法律)。一八五二年一月二二日の改正憲法は、一〇条、一二条、二〇〇条乃至二〇九条において大臣責任制を定め、大臣彈劾に関する一八五五年の法律は、すべて大臣は憲法違反、職務懈怠につき議會によって、彈劾されると定める。一八五七年憲法によると、大臣は故意又は重大な過失による憲法違反、反逆罪、職務懈怠につき彈劾される(二〇〇条)。審理は國事裁判所がこれに当たる。大臣

以外の官吏は国事裁判所では審理されない。弾劾は議会に通告されてから四ヶ年以内に成立しなければ時効によって消滅する（二〇三条）。憲法違反の場合は罷免（二〇五条）。弾劾の取り下げは⁽¹⁾できる。

(1) Pistorius, a. a. O. S. 128 f; Posener; a. a. O; S. 319.

一三 シュレスウィク・ホルシュタイン公国

一八四八年九月一日憲法および同年一〇月二日の大臣の責任に関する法律、一八五四年六月一二日の統治組織に関する命令は大臣の責任を規定する。憲法三五条、三六条、六七条において大臣の議会責任、四二条、六八条、六九条において法的責任を定め、大臣は憲法違反のみならず国家の安全と秩序を紊したとき議会によって弾劾され、国事裁判所で審理される（一八四八年一〇月二日の法律一条乃至四条）。判決は罷免および公職就任資格剝奪に及ぶ⁽¹⁾（一八四八年一〇月二日の法律二条・一二条・一三四条）。

(1) Pistorius, a. a. O., S. 97.

一四 ヴュルテンベルク王国

一八一九年九月二五日の憲法四章（大臣および政府高官）、十章（国事裁判所）は大臣責任を追及し、これを審理するため国事裁判所を設置した。その主要目的は、憲法違反に対する大臣弾劾の審理にある。議会は大臣、政府高官、会計検査院長、議会の議員および常任委員、各院の幹部職員が憲法違反、統治組織の顛覆を企図した時に弾劾をなす（一九九条）。政府高官に非ざる官吏は憲法五三条に違反して職務上の義務に違反し、職務懈怠、故意又は重大な過失を侵した時に弾劾される。国王も議員および常任委員を弾劾することはできる（一九八条）。弾劾権は両院何れにも属し、過半数の賛成を必要とする。一八七一年以後、帝国刑法一条により邦議會議員は職務行使につき院外

においては責任を問わないことになった。

國事裁判所は、一人の長官と二人の裁判官から成る。任期は終身、長官は國王により上級裁判所長官から、他は上級裁判所裁判官の中から議會が選任する。六人は上級裁判所裁判官から勅任し、他の六人および三人の判事補は兩院合同會が過半数でこれを選任する（一九六条）。

統治組織顛覆、憲法違反に対する訴追は政府より議會に対して提案し（一九五条）、訴追および審理は公開し、長官は表決に加わらない。可否同数の場合は消極説をとる。有罪の結果罷免、追放、罰金、若しくは一時若しくは永久の公職就任資格剝奪に及ぶ（二〇二条）。控訴は許されないが、再審および現状回復は許される（二〇四条）⁽¹⁾。ヴェルテンベルク憲法は議會に彈劾權を与え立憲思想を具体的に採用した最初のドイツ憲法であった。

(1) Pistorius, a. a. O., S. 46-62; Thudichum S. 649 ff; Posener; a. a. O.; S. 558.

一五 シュワルツブルク・ゾンデルスハウゼン侯国

一八四一年九月二四日の憲法一五九条は、大臣を憲法違反の廉で議會が彈劾し、一八四九年二月一二日憲法四九条、六九条乃至七三条で大臣責任を規定し、七一条で大臣はすべての職務行使につきその責に任じ、一二七条で議會は故意による職務懈怠又は憲法違反につき大臣を彈劾すると定める。一八五七年一月九日の憲法（一二条・五七条）にも同様の規定がある。大臣の責任は一般の官吏の刑法上の責任と何等異ならない。唯相違は議會が彈劾權を持つかどうかである⁽¹⁾。彈劾についての詳細の規定は別に法律の定むるところによる。恩赦は議會の同意によって認められる（五七条）。

(1) Pistorius, a. a. O., S. 86 f; Posener; a. a. O.; S. 520.

一六 ホーヘンゾーレルン・ジークマリンゲン公国

一八三三年七月一日憲法は、ヴュルテンベルク憲法をモデルにしたもので、大臣責任制については五〇条、その他の官吏の責任については五一条が規定する。大臣および常任委員会委員は憲法違反、公金横領、恐喝その他重大な職務違反につき議會によって弾劾され（六六条・七〇条）、最高裁判所で審理する（一九二条）。有罪の結果罷免、一時又は永久の公職就任資格剝奪に及ぶ。控訴、免訴、恩赦についてはヴュルテンベルク憲法と同じ（一九四条・一九五条）。

(1) Pistorius, a. a. O., S. 82 f.

一七 シュワルツブルク・ルドルシュタット公国

一八五四年三月二日の憲法六条乃至八条で大臣責任制を規定し、大臣の責任は国法上の責任で民刑事上の責任とは対立するものである。国法上の責任は憲法違反および職務懈怠であり、弾劾決議には議會の三分の二以上の賛成を必要とする。弾劾決議は議長から国王に通告され、刑事手続で上級控訴院がこれを審理する（六条・八条）⁽¹⁾。

(1) Posener; a. a. O.; S. 506; Pistorius; a. a. O.; S. 128.

一八 ワルデック公国

一八五二年八月一七日の憲法は、大臣の政治的責任と並んで国法上の責任を規定している。憲法違反は一八四九年の憲法と並んで一八五〇年六月四日の法律でも同様である。憲法違反として議會の弾劾の対象となるのは故意又は高度の過失であり（六六条）、判決は罷免、弾劾の取り下げはできる⁽¹⁾。恩赦は議會の賛成によって許される（一二条）。

(1) Pistorius, a. a. O., S. 122-124; Posener; a. a. O.; S. 531.

一九 兄系ロイス侯国

一八六七年三月二八日憲法三五条は、すべての大臣および官吏は憲法八九条所定の憲法違反、職務懈怠につき議會⁽¹⁾によって彈劾され、上級控訴院で審理される。

(1) Pistorius, a. a. O., S. 130; Posener; a. a. O.; S. 89.

二〇 弟系ロイス侯国

一八五二年憲法(一八五六年改正)によれば大臣は憲法違反の職務行使について議會によって彈劾される(一一〇条)。大臣は副署につき責任を負い(一〇七条・一〇八条)、責任は一部法的責任であり、一部は政治的責任である。議會は彈劾を通じてその責任を追及する(一〇八条)。法的責任は憲法違反の時にのみ存在する(一一〇条)が、一般官吏の不法行為又は過失、職務懈怠についても彈劾条項を付加した。何故なら一般官吏の場合は内閣によって告発がなされるからである。議會の彈劾は国王に通告され、国王から上級控訴院に移送され同控訴院で審理する(一一〇条)。手続は刑事訴訟手続を適用する(一一四条)。一八七九年九月一二日の改正憲法も大體同様の規定をおく(一一三条乃至一一六条)。

(一) Pistorius, a. a. O., S. 118f; Posener; a. a. O.; S. 363.

二一 コブルグ・ゴータ侯国

一八五二年五月三日の憲法は、一三二条、一六二条乃至一七七条で彈劾を繞る大臣責任を規定する。

一八五二年憲法によりコブルグとゴータは共通の憲法の下に統合された。大臣責任は憲法九章「憲法保障」(一六二条乃至一七七条)で規定され、大臣責任は一般官吏の責任とは區別されている。一般官吏はすべてその職務行使の

合憲性について責任を持つが（一六二条）、大臣責任はこれと異なり二つの特別の意義を持つ。一つは官吏は反証によつて弾劾を免れることはできる。一定の形式にしたがつて上級官庁の命令にしたがつたことによつて責任を免れることはできるが、大臣は国王から発せられたすべての国務に関する処分は大臣による副署によつて免れることはできない。大臣および官吏ともに憲法違反につき議会在これを弾劾し（一六四条）、国事裁判所で審理する（一七〇条・一七一条）。同一弾劾事件について他の通常裁判所で審理することを妨げるものではない（一七五条）。控訴は許されるが、免訴なし。恩赦は議会の同意を必要とする（一七六条）。有罪の結果、戒告、停職、罷免に処せられる⁽¹⁾。

（一） Pistorius, a. a. O., 120 ff.

二二 シャウンベルク・リップ侯国

一八四九年一月二日の大臣責任に関する法律に基き一八六八年一月一七日の憲法は四三条において、大臣の憲法および法律違反につき議会在弾劾権を与えている（大臣責任法一条・二条）。弾劾の決議には四分の三以上の賛成を必要とする（同法三条）。審理には国事裁判所として設置された上級控訴院が当たり（同法三条）、有罪の結果、罷免、罰金、戒告（同七条・八条）、免訴又は恩赦には議会の同意を必要とする⁽¹⁾（同法八条）。シャウンベルグ・リップでは弾劾は大臣責任法で規定する。

（一） Pistorius, a. a. O., S. 98.

二三 ハンノーヴァー王国

一八三三年九月二六日憲法は、大臣責任について一五〇条乃至一五二条に規定する。大臣は国王と議会对して故意の憲法違反につき責任を負う。これは一八一八年のバイエルン憲法（一〇章六条）に類似する。弾劾決議は、両院

一致の議決による。彈劾に対する審理と判決は全員出席の上級控訴院で行う（一五二条）。憲法違反は刑事犯である限り通常裁判所も審理し（一五二条附則）、同一彈劾事件を通常裁判所で審理することを妨げるものでない（一八四八年九月五日の法律一〇三条）。有罪の結果、罷免のみならず公職就任資格剝奪に及ぶ。判決に対する控訴、免訴および恩赦は許されない（一五二条）。

一八三三年九月二六日の憲法は大臣の憲法尊重擁護義務を定め（一五条）、一八四八年法律は、これをさらに法律違反にまで拡張した（一〇二条三項）。議會は責任追及手段として彈劾権を行使する。

（一） Pistorius, a. a. O., S. 83-86.

二四 ブランシュウィック公国

ブランシュウィック公国の彈劾制度は、ヴェルテンベルクおよびホーヘンツォレルン・ジグマリンゲンと類似する。大臣および官吏は憲法違反につき議會で彈劾されるのみならず議會の常任委員も彈劾の対象となる（一九〇七年憲法一〇八条）。審理は國事裁判所が行う。國事裁判所は上級地方裁判所裁判官七人から成る。その中三人は抽選二人は邦政府から、残り二人は議會から選任される。長官には上級地方裁判所長がこれに当たる。彈劾動議は事件発生後六ヶ月以内に提起しなければ時効によって消滅する。有罪の判決の結果、大臣および官吏は罷免又は公職就任資格剝奪、常任委員の場合は議員資格および被選資格剝奪に及ぶ（一一〇条）。控訴は復職の場合にのみ許され、免訴は許されない。⁽¹⁾

（一） Pistorius, a. a. O., S. 80 ff; Posener; a. a. O.; S. 158.

その他ホルシュタイン大公国でも大臣彈劾が起つた。一八五六年二月二日議會は四〇対七でフォン・シェール（von Schell）大臣を憲法違反の廉で訴追し、三一対六で彈劾は成立したが、弁護人バルガム（Bargum）が、これを弁

護し、上告裁判所は本件について管轄権なしとして判決に至らなかった。

一八五六年九月一日キールでも弾劾が起った。カール・シール・プレゼン (Karl Scheel Plessen) 男爵はアルトナの上告裁判所長官当時の職務上の義務違反につき弾劾された。⁽¹⁾

(1) Thudichum, a. a. O., S. 664.

附 論

ワイマール共和国時代における國務大臣弾劾制度

一 ワイマール共和国 (一九一九・八・一四憲法)

ドイツでは各邦の君主には刑事上無答責の原則が支配した。この不可侵性から君主による統治行為に対して責任を負わないこととされた。ワイマール憲法は少数意見として憲法に次のような原則を採用しようとした。国家元首はライヒの威嚴の観点から特別の保護を必要とするため国大統領は在職中刑事上の責を負わない。このような意見にも拘わらず国民議会の多数意見は国大統領に一般刑法典を適用することにした。大統領に対する刑事訴追は国議会の同意をもってなす (四三条三項)。しかし多数意見は輕過失をもって国事裁判所で有罪の判決を下すことに反対した。行政部の頂点に立ち且つ副署によって統治権に参加する大臣は、ワイマール憲法下においてはその執行につき特別の責任を議會に対して負うようになった。大統領、宰相、國務大臣に対する弾劾規定は次の通りである。國議會は国大統領、国宰相および國務大臣を國の憲法又は法律に違反した罪につき国事裁判所に弾劾す。弾劾提起の動議は議員一〇

○人以上の署名とその決議は憲法改正に要すると同一の多数の賛成を必要とする。詳細は国事裁判所法によりこれを定む⁽¹⁾(五九条)。

憲法一〇八条により一九二二年七月九日に設置された国事裁判所は大統領、宰相、大臣が憲法五九条所定の国の憲法又は法律違反の廉で国議會から弾劾されたとき、これを審理し判決を下す権限を与えられている(国事裁判所法二条)。國議會で弾劾の動議がなされると議長は国事裁判所長官に弾劾条項書を送付し、長官は被訴追者にその写しを送る(同五条)。弾劾手続は特に規定のない限り刑事訴訟法を準用し、議事は公開とする(同六条)。審理に当たっては口頭弁論主義をとり、証拠調については長官は国事裁判所又はドイツの他の裁判官にこれを委任することができる(同七条)。有罪の結果罷免、弾劾には場所は関係がない。何故なら弾劾は外国でなした帝国憲法又は法律違反にも適用されるからである。恩赦は議會の同意によって許される⁽²⁾(同一二条・一三条)。

(一) Anschütz - Thoma; Handbuch des Deutschen Staatsrechts; I Bd, 1930; S. 484; Meyer - Anschütz; Staatsrecht, 7 Aufl, 1911, S. 798 f.

(二) Jahrbuch des öffentlichen Rechtes, Bd IX, 1920, S. 58.

(三) Quellen zum Staatsrecht der Neuzeit, Bd 2, 1951, S. 111-115.

二 バイエルン(一九一九・八・一四日憲法)

大臣は故意又は重大な過失による憲法又は法律違反のときは邦議會により国事裁判所で弾劾される。弾劾の提案は少なくとも五〇人以上議員の署名を要し、議決には憲法改正(三分の二)と同数を必要とする(三二条)。有罪の判決の結果、罷免、弾劾は議會の解散、閉会によって妨げられることはない(五六条)。

一九二〇年六月一日の国事裁判所法（二一条）によれば、審理は国事裁判所がこれを行う。審理は公開（三二条）、但し公共の安寧秩序を紊したときは非公開とすることはできる。弾劾は辞任によつて妨げられるものではない。一九二五年九月一八日の改正憲法二条、三条、四条により弾劾条項は次の如く改正された。邦議會による弾劾動議は法定議員数の三分の一以上、決議は過半数を要す。有罪の判決の結果罷免。弾劾は大臣のみならず議員にも及ぶ。

（一） Jahrbuch 1927; Bd XV, S. 10; 19.

三 プロイセン（一九二〇年十一月三〇日憲法）

邦議會は大臣を憲法又は法律違反のとき国事裁判所に弾劾する。弾劾の動議には、邦議會議員の一〇〇人以上の署名と、決議には憲法改正と同一の多数の同意を要す（五八条⁽¹⁾）。

（一） Jahrbuch, des öffentlichen Rechtes; 1921, BdX S. 222.

四 ヴュルテンベルク（一九一九・九二五日憲法）

大臣は故意又は重大な過失による憲法又は法律違反のときは邦議會の決議により国事裁判所に弾劾される。弾劾の動議には議員の四分の一以上の署名と決議には憲法改正と同数を要す。有罪の判決の結果、罷免（三八条）。国事裁判所長官には上級地方裁判所長が当たり、上級地方裁判所から四人、行政裁判所から二人、邦議會から選任される八人で構成する（五六条⁽¹⁾）。

（一） Jahrbuch, BdX 1921, S. 282.

五 ケッセン（一九二〇・二一・二二日憲法）

邦議會は大臣が故意又は重大な過失による憲法又は法律違反および国の安全と福祉に重大な侵害を与えた場合、こ

れを彈劾す。彈劾の決議は憲法改正の場合と同數、取り下げは過半数で足りる（四七条）。有罪の判決の結果、罷免（四八条）。彈劾は國事裁判所で審理する。國事裁判所は、長官に上級地方裁判所長を當て、邦の合議制裁判所裁判官から選れる四人、邦議會から比例代表によつて選れる八人から成る（五〇条）。彈劾は会期の終了、解散又は辭任によつて、妨げられるものでない（四八条・五一条）、彈劾は事件が議會に通告されてから三年以内に提起しなければ時効によつて消滅する（五二条）⁽¹⁾。

(1) Jahrbuch, BdX, 1921. S. 318.

六 メクレンベルク（一九二〇・五・一七日憲法）

メクレンベルクにおいては大臣彈劾を憲法六章の國事裁判所で規定する。大臣は故意又は重大な過失による憲法又は法律違反および國の安全と福祉を侵害したとき彈劾される。彈劾の動議は法定議員の四分の一以上、決議には出席議員の三分の二以上の賛成を必要とする。彈劾の取り下げは過半数で足りる（六二条）。彈劾の審理には國事裁判所が当たり、彈劾は事件發生三ヶ年以内又は議會に通告後一年以内に提案しなければ時効によつて消滅する。國事裁判所としては上級地方裁判所が審理に當たる（六六条）。

國事裁判所長官には上級地方裁判所長が当たり、國事裁判所は九人から成り、三人は邦議會議員で法律に素養のある者、五人は邦議會議員から選れる（六七条）。檢事の職は議會の選任する代理人によつて行使される。彈劾手續は裁判所構成法と刑事訴訟法を適用し、審理は公開、但し公共の安全を紊すときは非公開とすることはできる（六九条・七一条）。有罪の判決には三分の二の絶対多数を必要とし、罷免又は公職就任資格剝奪に及ぶ。政府からの議會の提案に基づき恩赦により刑の減刑が許される（七二条・七三条）⁽¹⁾。

(1) Jahrbuch, BdX, 1921, S. 348.

七 チューリングゲン（一九二一・三・一一日憲法）

チューリングゲンにおいては大臣弾劾制度を憲法六章国事裁判所で規定する。邦議会は大臣を故意の憲法又は法律違反につき弾劾する。弾劾の決議には法定議員の三分の二以上の賛成を必要とし、提案には過半数の署名をもって足りる。弾劾は辞任によって妨げられるものではない（四八条）。弾劾は事件発生以来六ヶ月、邦議会に通告後三ヶ年以内に訴追しない限り時効によって消滅する（五〇条）。審理には国事裁判所がこれに当たり、刑事訴訟手続を適用する。議会の提案に基いてのみ恩赦が許される（五二条・五三条）。有罪の結果は罷免である（五一⁽¹⁾条）。

(1) Jahrbuch, BdX 1921, S. 383.

八 ハンブルク自由都市（一九二一・一・七日憲法）

市議会は大臣の故意又は重大な過失による憲法又は法律違反を国事裁判所に弾劾する。弾劾決議は憲法改正に必要な多数決を必要とし、取り下げは過半数で足りる。国事裁判所は会期の初めに構成され、ハンザ上級地方裁判所長が長官となり、そのほか五人は比例代表により市会から、三人はハンザ上級地方裁判所の中から選任される。裁判官は判決に際しては、公正かつ良心に従って、裁判することを宣誓する。判決には六票以上が必要である。有罪の判決の結果、罷免、辞任によって弾劾手続は妨げられることはない（四九⁽¹⁾条）。

(1) Jahrbuch, BdX, 1921, S. 390.

九 リッペ（一九二〇・一二・二一日憲法）

邦議会は大臣を邦憲法又は邦法律違反の廉で弾劾する。弾劾はドイツ帝国の国事裁判所で審理する。弾劾の動議は

六人の議員の署名と少なくとも一四人の議員の賛成を得なければならぬ。⁽¹⁾詳細については別に法律が規定す(三七条)。

(1) Jahrbuch, BdX, 1921, S. 437.

一〇 オルデンブルク自由都市(一九一九・六・一七日憲法)

オルデンブルクでは彈劾は第八章國事裁判所において規定する。大臣の故意又は重大な過失による憲法違反につき邦議會の決議により國事裁判所で彈劾する。彈劾動議は少なくとも一六人の議員から提出され、出席議員の三分の二以上の決議により成立する(六九条)。

國事裁判所長官としては上級地方裁判所長が当たり、このほか六人の陪席裁判官から成る。陪席裁判官はその任期中議會から選任される。そのうち三人は通常裁判官たることを要す。陪席裁判官は同数の予備裁判官を選出する(七〇条)。訴訟手続は裁判所構成法および刑事訴訟法の規定を適用する。検察官は議會の代理人の職權を行使する(七一条)。彈劾は事件が発生し、邦議會に通告後二ヶ年以内に提出されなければならない。⁽¹⁾有罪の判決の結果、罷免(七十二・七三条)、邦議會の動議に基き刑を減刑することができる(七四条)。

(1) Jahrbuch, BdX, 1921, S. 427.

一一 アンハルト(一九一九・六・一八日憲法)

邦議會は大臣を故意の憲法又は法律違反につき彈劾す。彈劾動議は法定議員数の四分の一以上の賛成を必要とする。審理には國事裁判所が当たる。詳細については國事裁判所に関する法律が定める⁽¹⁾(三九条)。

(1) Jahrbuch, BdX, 1921, S. 432.

一二 ダンチッヒ自由市（一九二一・四・一日憲法）

大臣は故意の憲法又は法律違反につき市議会の決議によって弾劾される。弾劾の動議は議員の四分の一以上の署名を要す。審理には自由市の最高裁判所が当たる（二三条）⁽¹⁾。

（一） Jahrbuch, BdX, 1921 ; S. 466.

一三 バーデン（一九一九・三・二一日憲法）

邦議会は故意又は重大な過失により大臣が憲法又は職務懈怠若しくは国の安全を紊し公共の福祉を侵したとき弾劾する。弾劾決議は憲法改正と同数、取り下げは過半数で足りる。弾劾は辞任によって妨げられるものではない（六〇条）。

弾劾の審理には国事裁判所が当たる。長官には邦議会議長又は副議長が当たり、議會議員二〇人および一〇人の司法行政官（上級地方裁判所長官、行所裁判所長官、合議制裁判官）から構成される。国事裁判所の構成並に手續については別に法律の定むるところによる（六一条）。弾劾は事件発生後五年以内、議會に通告されてから三年以内に提起しなければ時効によって消滅する⁽¹⁾（六四条）。

（一） Jahrbuch, BdX, 1920 ; S. 202.